

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成21年4月1日
(第81期) 至 平成22年3月31日

株式会社商工組合中央金庫

(E21951)

第81期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社商工組合中央金庫

目 次

	頁
第81期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	8
3 【事業の内容】	10
4 【関係会社の状況】	11
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【業績等の概要】	12
2 【生産、受注及び販売の状況】	34
3 【対処すべき課題】	34
4 【事業等のリスク】	34
5 【経営上の重要な契約等】	38
6 【研究開発活動】	38
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	38
第3 【設備の状況】	40
1 【設備投資等の概要】	40
2 【主要な設備の状況】	40
3 【設備の新設、除却等の計画】	41
第4 【提出会社の状況】	42
1 【株式等の状況】	42
2 【自己株式の取得等の状況】	47
3 【配当政策】	49
4 【株価の推移】	49
5 【役員の状況】	50
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	53
第5 【経理の状況】	62
1 【連結財務諸表等】	63
2 【財務諸表等】	113
第6 【提出会社の株式事務の概要】	139
第7 【提出会社の参考情報】	141
1 【提出会社の親会社等の情報】	141
2 【その他の参考情報】	141
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	142

監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月24日

【事業年度】 第81期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

【会社名】 株式会社商工組合中央金庫

【英訳名】 The Shoko Chukin Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 関 哲 夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

【電話番号】 03 (3272) 6111 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部主計室長 瀧 村 秀 行

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店
(大阪府大阪市西区阿波座一丁目7番13号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 前連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成20年度	平成21年度
		(自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
連結経常収益	百万円	122,294	239,943
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△6,036	12,690
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	△3,719	6,704
連結純資産額	百万円	685,116	847,960
連結総資産額	百万円	10,913,262	12,090,335
1株当たり純資産額	円	128.89	134.75
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△1.70	3.07
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—
自己資本比率	%	6.24	6.98
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	8.91	11.39
連結自己資本利益率	%	△1.08	0.87
連結株価収益率	倍	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	147,281	709,692
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△95,707	△913,080
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,293	147,734
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	83,641	27,988
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,220 [685]	4,299 [725]

(注) 1. 当金庫及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 連結自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しております。当金庫は、国際統一基準を採用しております。
7. 連結株価収益率については、当金庫は上場していないため記載しておりません。
8. 株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、商工組合中央金庫(転換前の法人)は株式会社商工組合中央金庫に転換したことから、平成20年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。
9. 当有価証券報告書は、平成20年度(平成20年10月1日から平成21年3月31日)が作成初年度であり、平成20年度(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)以前については、記載しておりません。

(2) 当金庫の前事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第80期	第81期
決算年月		平成21年 3月	平成22年 3月
経常収益	百万円	110,448	214,632
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△6,290	10,988
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	△3,717	5,616
資本金	百万円	218,653	218,653
発行済株式総数	千株	2,186,531	2,186,531
純資産額	百万円	681,324	842,974
総資産額	百万円	10,881,977	12,056,799
預金残高	百万円	3,112,571	3,337,866
債券残高	百万円	6,405,711	5,941,275
貸出金残高	百万円	9,161,235	9,455,603
有価証券残高	百万円	1,560,935	2,482,634
1株当たり純資産額	円	128.84	134.20
1株当たり配当額	円	普通株式(政府以外分) 1.50 普通株式(政府分) 0.50	普通株式(政府以外分) 3.00 普通株式(政府分) 1.00
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△1.70	2.57
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—
自己資本比率	%	6.26	6.99
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	8.92	11.40
自己資本利益率	%	△1.08	0.73
株価収益率	倍	—	—
配当性向	%	—	80.10
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,907 [612]	3,970 [650]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1) 財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 1株当たり配当額については、普通株式(政府以外分)と普通株式(政府分)とに区別して、記載しております。株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。
6. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
7. 株価収益率については、当金庫は上場していないため記載しておりません。
8. 単体自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しております。当金庫は、国際統一基準を採用しております。
9. 配当性向については、配当の額を期末株式数で除して算出した1株当たりの平均配当額を、1株当たり当期純利益金額で除して算出しております。なお、第80期(平成21年3月31日)の配当性向については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
10. 株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、商工組合中央金庫(転換前の法人)は株式会社商工組合中央金庫に転換したことから、第80期(平成21年3月期)は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。
11. 当有価証券報告書は、第80期(平成21年3月期)が作成初年度であり、第79期(平成20年9月期)以前については、記載しておりません。
なお、(参考)として、転換前の「主要な経営指標等の推移」を別途記載しています。

(参考) 転換前の「主要な経営指標等の推移」は以下のとおりです。

回次		第75期	第76期	第77期	第78期	第79期
決算年月		平成17年 3月	平成18年 3月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成20年 9月
経常収益	百万円	189,454	186,195	192,240	209,411	105,411
経常利益 (△は経常損失)	百万円	15,348	28,508	28,240	17,252	△4,330
当期純利益	百万円	9,281	12,840	14,269	21,878	2,867
資本金	百万円	517,265	519,765	522,765	522,765	522,420
総出資口数	千口	5,172,650	5,197,650	5,227,650	5,227,650	5,224,202
純資産額	百万円	652,835	664,707	678,641	694,852	690,073
総資産額	百万円	11,584,874	11,495,477	10,996,819	10,722,950	10,538,108
預金残高	百万円	2,390,086	2,420,083	2,539,914	2,655,067	2,722,127
債券残高	百万円	7,811,258	7,832,643	7,228,966	6,821,949	6,620,506
貸出金残高	百万円	9,588,803	9,427,601	9,355,271	9,114,977	8,932,141
有価証券残高	百万円	1,610,338	1,770,737	1,532,084	1,463,473	1,473,510
出資1口当たり 純資産額	円	126.20	127.88	129.81	132.91	132.09
組合出資1口当たり 配当額	円	3.00	3.00	3.00	3.00	1.50
出資1口当たり 当期純利益金額	円	1.80	2.48	2.74	4.18	0.54
潜在出資調整後出資1 口当たり当期純利益金 額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	—	6.17	6.48	6.54
単体自己資本比率	%	7.78	8.01	8.31	8.80	8.94
自己資本利益率	%	1.44	1.94	2.12	3.18	0.82
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
配当性向	%	35.27	26.19	24.10	16.10	61.41
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,898 [576]	3,878 [580]	3,850 [586]	3,836 [588]	3,996 [599]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 出資1口当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成19年3月から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
4. 「出資1口当たり純資産額」、「出資1口当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在出資調整後1口当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

5. 潜在出資調整後出資 1 口当たり当期純利益金額については、潜在出資が存在しないため記載しておりません。
6. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
7. 単体自己資本比率は、平成19年 3 月(平成18年度)から、商工組合中央金庫法第30条の 3 の規定に基づく平成19年財務省・経済産業省告示第 1 号に定められた算式に基づき算出しております。
なお、平成18年 3 月(平成17年度)以前は、商工組合中央金庫法第30条の 3 の規定に基づく平成 5 年大蔵省・通産省告示第 1 号に定められた算式に基づき算出しております。
8. 株価収益率については、当金庫は上場していないため記載しておりません。
9. 株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月 1 日、商工組合中央金庫(転換前の法人)は株式会社商工組合中央金庫に転換したことから、第79期(平成20年 9 月期)は、平成20年 4 月 1 日から平成20年 9 月30日までの 6 ヶ月決算となっております。なお、転換前の「主要な経営指標等の推移」は、商工組合中央金庫法に基づいて、作成されています。

2 【沿革】

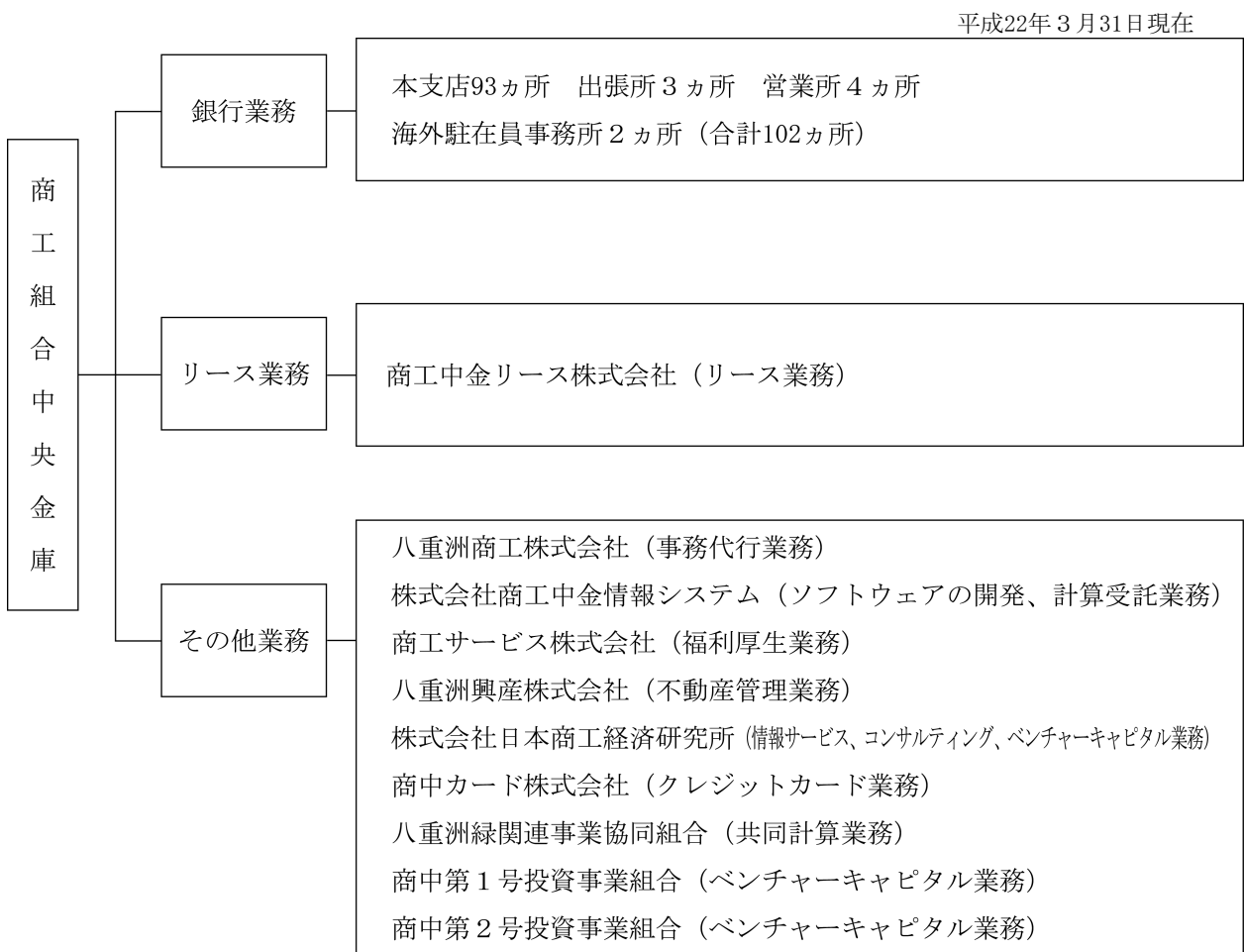
- 昭和11年 5月 商工組合中央金庫法公布(同年 6月施行)
- 昭和11年 11月 創立総会開催、初代理事長に結城豊太郎(日本興業銀行総裁)就任
- 昭和11年 12月 設立登記完了、業務開始、本所(東京市麴町区丸の内)及び札幌ほか 6支所開設
- 昭和12年 3月 第 1 回利付商工債券発行
- 昭和15年 7月 第 1 回割引商工債券発行
- 昭和19年 5月 本所を東京都京橋区京橋に移転
- 昭和27年 8月 全都道府県に店舗設置完了
- 昭和37年 12月 東京都中央区八重洲に新本店竣工
- 昭和47年 5月 財形貯蓄業務の取扱開始
- 昭和48年 5月 外貨貸付の取扱開始
- 昭和56年 10月 個人向け貯蓄「リッショーフイド」の取扱開始
- 昭和60年 4月 商工組合中央金庫法改正案衆参両院で可決成立
- 昭和60年 8月 ニューヨーク駐在員事務所を開設
- 昭和63年 2月 商工中金全国ユース会発足
- 平成 2年 11月 香港駐在員事務所を開設
- 平成 4年 6月 商工組合中央金庫法一部改正案可決成立
- 平成 7年 1月 阪神・淡路大震災対策本部設置
- 平成 8年 7月 マレーシア中金会発足
- 平成10年 2月 香港中金会発足
- 平成11年 7月 タイ中金会発足
- 平成14年 11月 「貸し渋り・貸し剥がし特別相談窓口」の開設
- 平成17年 3月 上海駐在員事務所を開設
- 平成17年 5月 流動資産一体担保型融資(アセット・ベースト・レンディング)第 1 号案件取組み
- 平成18年 2月 3年新型定期預金(個人向け商品)の取扱開始

- 平成18年 5月 行政改革推進法が成立し、平成20年10月のおおむね5年から7年後を目途として完全民営化されることが決定
- 平成19年 2月 個人年金保険の取扱開始(一部店舗)
- 平成19年 3月 新型定期預金(個人向け商品)の愛称を「マイハーベスト」とし、期間2年を追加
- 平成19年 4月 遺言信託・遺産整理業務の取扱開始(一部店舗)
- 平成19年 5月 平成20年10月の新体制移行後の商工中金の位置付けや業務範囲等を定める株式会社商工組合中央金庫法が成立
- 平成20年 5月 投資信託の取扱開始(一部店舗)
- 平成20年10月 株式会社に転換
- 八重洲商工株式会社、株式会社商工中金情報システム、商工サービス株式会社、八重洲興産株式会社、株式会社日本商工経済研究所(現 株式会社商工中金経済研究所)、日本商工リース株式会社(現 商工中金リース株式会社)、商中カード株式会社を連結子会社とする
- 法定指定金融機関として危機対応業務を開始
- 平成21年 6月 株式会社商工組合中央金庫法が一部改正され、危機対応準備金として政府から追加出資が1,500億円なされること、完全民営化期限の起算点が3年半延期されること等が決定
- 平成21年 7月 危機対応準備金1,500億円を計上
- 平成21年10月 株式会社セブン銀行とATM利用提携を開始

(平成22年3月31日現在、本支店93ヵ所、出張所3ヵ所、営業所4ヵ所、海外駐在員事務所2ヵ所
合計102ヵ所)

3 【事業の内容】

当金庫グループは、当金庫、子会社10法人で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、コンサルティング業務などの金融サービスを提供しております。また、事業系統図は以下のとおりです。



(注) 株式会社日本商工経済研究所は、平成22年4月1日、株式会社商工中金経済研究所へと社名変更を行っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権 の所有 割合(%)	当金庫との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 八重洲商工株式会社	東京都 港区	90	事務代行業務	100.00	2	—	預金取引	当金庫より建物の 一部を賃借	—
株式会社商工中金情報システム	東京都 東村山市	70	ソフトウェアの開発、 計算受託業務	100.00 (100.00)	1	—	預金取引	当金庫より建物の 一部を賃借	—
商工サービス株式会社	東京都 中央区	32	福利厚生業務	100.00 (37.50)	2	—	預金取引	当金庫より建物の 一部を賃借	—
八重洲興産株式会社	東京都 港区	35	不動産管理業務	100.0	1	—	金銭貸借 取引 預金取引	当金庫より建物の 一部を賃借 当金庫へ建物の 一部を賃貸	—
株式会社日本商工経済 研究所	東京都 港区	80	情報サービス、コン サルティング、 ベンチャーキャピ タル業務	100.00 (76.92)	1	—	預金取引	当金庫より建物の 一部を賃借	—
商工中金リース株式会社	東京都 台東区	1,000	リース業務	100.00	1	—	金銭貸借 取引 預金取引	当金庫より建物の 一部を賃借	—
商中カード株式会社	東京都 港区	70	クレジットカード 業務	100.00	1	—	金銭貸借 取引 預金取引	—	—

- (注) 1. 上記関係会社は、特定子会社に該当しておりません。
 2. 上記関係会社は、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出しておりません。
 3. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
 4. 株式会社日本商工経済研究所は、平成22年4月1日、株式会社商工中金経済研究所へと社名変更を行っております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年3月31日現在

	銀行業務	リース業務	その他業務	合計
従業員数(人)	3,970 [650]	50 [7]	279 [68]	4,299 [725]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員740人を含んでおりません。
 2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当金庫の従業員数

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
3,970 [650]	40.5	18.0	7,690

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員666名を含んでおりません。
 2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 当金庫の組合は、商工中金職員組合と称し、組合員数は3,392人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

当金庫は、株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、商工組合中央金庫（転換前の法人）から株式会社商工組合中央金庫に転換したことから、前連結会計年度は平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっているため、損益の前連結会計年度比については記載しておりません。

1 【業績等の概要】

・経営方針

（経営の基本方針）

当金庫は、「お客さまの成長こそが私たちの成長」であるとの企業理念の下、中小企業の皆さまの持続的な企業価値向上に向けた取組みを継続し、顧客ニーズを起点としたお客さま本位のサービスを提供し、顧客満足を追求するという「お客さま第一主義」の経営スタンスの徹底を図っております。

「中小企業の、中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、今まで以上にお役に立つことで、株主・投資家の皆さまから高く評価されるよう努めてまいります。

（中期的な経営戦略）

「中小企業組合と中小企業の皆さまの成長に貢献する」という使命を実現するための具体的なプログラムとして、平成20年10月から平成24年3月までを計画期間とする第一次中期経営計画を策定し、各種施策に取り組んでおります。

中期経営計画においては、「使命」である中小企業の皆さまの企業価値向上に向けて、「①長期的な取引スタンスに基づく安定的な資金供給とセーフティネット機能の発揮」、「②ライフステージに応じた多様なソリューション提供」、「③社会的課題解決に向けた総合支援」、「④企業間連携・ネットワーク化支援」に全力で取り組むこととしております。また、こうした使命実現を支える取組みとして、「資金調達基盤の拡充」、「健全な経営基盤の構築」、「内部態勢整備」に努め、中小企業の皆さまの企業価値向上とともに、当金庫自らの企業価値向上を図ってまいります。

・業績

[金融経済環境]

当連結会計年度のわが国経済をみますと、景気は金融危機を経て極めて低い水準に落ち込んだところから緩やかに持ち直しました。輸出は大規模な景気対策を行って一早く回復軌道に乗った中国など新興国向けを中心に年度当初から増加基調となりました。設備投資は大幅な減少となりましたが、企業収益の持ち直しに伴い下げ止まりの動きがみられました。雇用情勢は厳しい状況が続き、家計の所得環境は悪化したものの、個人消費の一部には景気対策の効果が表れました。これらを受け、鉱工業生産は持ち直しました。一方で、景気の水準はなお低く、物価の下落が続きました。

中小企業についてみますと、総じて厳しい状況が続きました。当金庫の「中小企業月次景況観測」によると、景況の悪化度合いはやや弱まったものの、景況判断指数の水準は依然として低く、売上高は直近のピークを大きく下回る状況が続きました。こうしたなか、倒産件数は各種対策により資金繰りの厳

しさが幾分和らいだこともあり、年央以降減少に転じました。

金融面につきましては、短期金融市場では日本銀行の緩和的な金融政策が続き、無担保コールレート翌日物の誘導水準は引き続き0.1%で推移しました。一方、T I B O Rは緩やかに低下しましたが、なおコールレートとの金利差が広がっている状況が続きました。

長期金利（新発10年国債利回り）は、金融緩和の長期化観測等から低水準での推移が続き、年度末には1.3%台後半で推移しました。

日経平均株価は、企業業績の改善を受け、年度当初の8,000円台から年度末には11,000円台まで上昇しました。円／ドル相場は日米金利差の縮小などから一時1ドル＝80円台後半まで円高が進行し、年度末にかけてやや円安に戻りました。

[事業の経過及び成果]

当連結会計年度における業績は、以下のとおりとなりました。

貸出金は、セーフティネット機能を発揮し、お取引先の資金調達ニーズに対応した結果、前連結会計年度末比2,957億円増加し、9兆4,270億円となりました。

有価証券は、投資環境や市場動向を注視しつつ、国内債券中心に運用を行った結果、前連結会計年度末比9,216億円増加し、2兆4,794億円となりました。

債券は、割引債等の残高が減少した結果、前連結会計年度末比4,644億円減少し、5兆9,410億円となりました。

一方、預金は、普通預金残高が増加した結果、前連結会計年度末比2,246億円増加し、3兆3,335億円となりました。

損益につきましては、経常収益2,399億円、経常費用2,272億円、経常利益126億円、当期純利益67億円となりました。

・キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、279億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動における資金は、借入金増加などを主因に7,096億円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動における資金は、有価証券の取得による支出などを主因に△9,130億円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動における資金は、危機対応準備金への出資による収入などを主因に1,477億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度におきまして、国内は、資金運用収支が1,232億77百万円、役務取引等収支が80億1百万円、特定取引収支が59億65百万円、その他業務収支が110億18百万円となりました。

海外は、資金運用収支が3億72百万円、役務取引等収支が△8百万円、その他業務収支が△0百万円となりました。

以上により、合計では、資金運用収支が1,236億50百万円、役務取引等収支が79億93百万円、特定取引収支が59億65百万円、その他業務収支が110億17百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	58,228	179	—	58,407
	当連結会計年度	123,277	372	—	123,650
うち資金運用収益	前連結会計年度	92,892	937	△618	93,211
	当連結会計年度	187,502	606	△209	187,899
うち資金調達費用	前連結会計年度	34,663	757	△618	34,803
	当連結会計年度	64,225	233	△209	64,249
役務取引等収支	前連結会計年度	5,047	△7	—	5,039
	当連結会計年度	8,001	△8	—	7,993
うち役務取引等収益	前連結会計年度	5,402	0	—	5,402
	当連結会計年度	9,625	5	—	9,630
うち役務取引等費用	前連結会計年度	355	7	—	362
	当連結会計年度	1,623	14	—	1,637
特定取引収支	前連結会計年度	2,423	—	—	2,423
	当連結会計年度	5,965	—	—	5,965
うち特定取引収益	前連結会計年度	2,425	—	—	2,425
	当連結会計年度	5,965	—	—	5,965
うち特定取引費用	前連結会計年度	2	—	—	2
	当連結会計年度	—	—	—	—
その他業務収支	前連結会計年度	5,973	△539	—	5,434
	当連結会計年度	11,018	△0	—	11,017
うちその他業務収益	前連結会計年度	16,847	—	—	16,847
	当連結会計年度	33,980	1	—	33,981
うちその他業務費用	前連結会計年度	10,874	539	—	11,413
	当連結会計年度	22,962	1	—	22,964

- (注) 1. 「国内」とは当金庫(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。
2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。
3. 「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。
4. 前連結会計年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

国内の資金運用勘定の平均残高は11兆2,637億円、利回りは1.66%となりました。また、国内の資金調達勘定の平均残高は10兆2,336億円、利回りは0.62%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は509億円、利回りは1.18%となりました。また、海外の資金調達勘定の平均残高は516億円、利回りは0.45%となりました。

以上により、合計の資金運用勘定の平均残高は11兆2,721億円、利回りは1.66%となりました。また、合計の資金調達勘定の平均残高は10兆2,426億円、利回りは0.62%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	10,376,968	92,892	1.79
	当連結会計年度	11,263,735	187,502	1.66
うち貸出金	前連結会計年度	8,765,824	83,501	1.91
	当連結会計年度	9,060,915	169,101	1.86
うち有価証券	前連結会計年度	1,464,117	7,175	0.98
	当連結会計年度	2,016,479	15,560	0.77
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	28,163	75	0.54
	当連結会計年度	52,671	110	0.20
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	32,396	39	0.12
うち預け金	前連結会計年度	29,689	78	0.53
	当連結会計年度	27,581	32	0.11
資金調達勘定	前連結会計年度	9,442,655	34,663	0.73
	当連結会計年度	10,233,654	64,225	0.62
うち預金	前連結会計年度	2,678,598	4,326	0.32
	当連結会計年度	3,119,185	8,167	0.26
うち譲渡性預金	前連結会計年度	37,989	76	0.40
	当連結会計年度	61,691	243	0.39
うち債券	前連結会計年度	6,506,841	29,149	0.89
	当連結会計年度	6,228,793	49,661	0.79
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	59,326	123	0.41
	当連結会計年度	3,565	18	0.51
うち売現先勘定	前連結会計年度	17,509	33	0.38
	当連結会計年度	90	0	0.13
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	194	0	0.09
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	134,034	853	1.27
	当連結会計年度	812,408	6,049	0.74

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前連結会計年度2,768百万円、当連結会計年度1,137百万円)を控除して表示しております。
4. 前連結会計年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	62,497	937	3.00
	当連結会計年度	50,980	606	1.18
うち貸出金	前連結会計年度	19,908	348	3.50
	当連結会計年度	21,226	350	1.65
うち有価証券	前連結会計年度	41,223	575	2.79
	当連結会計年度	27,445	249	0.91
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	472	1	0.42
	当連結会計年度	—	—	—
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	666	10	3.06
	当連結会計年度	2,308	5	0.24
資金調達勘定	前連結会計年度	68,264	757	2.22
	当連結会計年度	51,643	233	0.45
うち預金	前連結会計年度	2,348	37	3.22
	当連結会計年度	2,771	8	0.31
うち譲渡性預金	前連結会計年度	1,310	21	3.34
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	0	0	0.50
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	2,472	30	2.50
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	9,791	51	1.05
	当連結会計年度	6,265	15	0.25

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前連結会計年度5,373百万円、当連結会計年度753百万円)を控除して表示しております。

4. 前連結会計年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	10,439,466	△52,566	10,386,899	93,829	△618	93,211	1.79
	当連結会計年度	11,314,716	△42,605	11,272,110	188,109	△209	187,899	1.66
うち貸出金	前連結会計年度	8,785,732	—	8,785,732	83,849	—	83,849	1.91
	当連結会計年度	9,082,141	—	9,082,141	169,452	—	169,452	1.86
うち有価証券	前連結会計年度	1,505,341	—	1,505,341	7,751	—	7,751	1.03
	当連結会計年度	2,043,925	—	2,043,925	15,809	—	15,809	0.77
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	28,636	—	28,636	76	—	76	0.53
	当連結会計年度	52,671	—	52,671	110	—	110	0.20
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	32,396	—	32,396	39	—	39	0.12
うち預け金	前連結会計年度	30,355	—	30,355	89	—	89	0.58
	当連結会計年度	29,889	—	29,889	37	—	37	0.12
資金調達勘定	前連結会計年度	9,510,920	△52,566	9,458,353	35,421	△618	34,803	0.73
	当連結会計年度	10,285,297	△42,605	10,242,691	64,458	△209	64,249	0.62
うち預金	前連結会計年度	2,680,946	—	2,680,946	4,363	—	4,363	0.32
	当連結会計年度	3,121,957	—	3,121,957	8,176	—	8,176	0.26
うち譲渡性預金	前連結会計年度	39,299	—	39,299	98	—	98	0.50
	当連結会計年度	61,691	—	61,691	243	—	243	0.39
うち債券	前連結会計年度	6,506,841	—	6,506,841	29,149	—	29,149	0.89
	当連結会計年度	6,228,793	—	6,228,793	49,661	—	49,661	0.79
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	59,326	—	59,326	123	—	123	0.41
	当連結会計年度	3,565	—	3,565	18	—	18	0.51
うち売現先勘定	前連結会計年度	17,509	—	17,509	33	—	33	0.38
	当連結会計年度	90	—	90	0	—	0	0.13
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	2,667	—	2,667	31	—	31	2.33
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	143,826	—	143,826	904	—	904	1.26
	当連結会計年度	818,674	—	818,674	6,065	—	6,065	0.74

(注) 1. 「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

2. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前連結会計年度8,142百万円、当連結会計年度1,890百万円)を控除して表示しております。

3. 前連結会計年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

国内の役務取引等収益は96億25百万円となりました。また、役務取引等費用は16億23百万円となりました。

海外の役務取引等収益は5百万円、役務取引等費用は14百万円となりました。

以上により、合計の役務取引等収益は96億30百万円、役務取引等費用は16億37百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	5,402	0	—	5,402
	当連結会計年度	9,625	5	—	9,630
うち債券・預金・貸出業務	前連結会計年度	2,083	—	—	2,083
	当連結会計年度	3,833	—	—	3,833
うち為替業務	前連結会計年度	816	0	—	816
	当連結会計年度	1,526	0	—	1,527
うち証券関連業務	前連結会計年度	563	—	—	563
	当連結会計年度	686	—	—	686
うち代理業務	前連結会計年度	702	—	—	702
	当連結会計年度	1,312	—	—	1,312
うち保証業務	前連結会計年度	1,047	0	—	1,047
	当連結会計年度	1,888	5	—	1,894
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	2	—	—	2
	当連結会計年度	2	—	—	2
役務取引等費用	前連結会計年度	355	7	—	362
	当連結会計年度	1,623	14	—	1,637
うち為替業務	前連結会計年度	168	7	—	175
	当連結会計年度	332	13	—	345

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 前連結会計年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

国内の特定取引収益は59億65百万円となりました。

なお、海外の特定取引収益及び特定取引費用の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	2,425	—	—	2,425
	当連結会計年度	5,965	—	—	5,965
うち商品有価証券 収益	前連結会計年度	2	—	—	2
	当連結会計年度	2	—	—	2
うち特定取引 有価証券収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	3	—	—	3
うち特定金融 派生商品収益	前連結会計年度	2,423	—	—	2,423
	当連結会計年度	5,959	—	—	5,959
うちその他の 特定取引収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
特定取引費用	前連結会計年度	2	—	—	2
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち商品有価証券 費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券費用	前連結会計年度	2	—	—	2
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融 派生商品費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うちその他の 特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 前連結会計年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

国内の特定取引資産は264億64百万円となりました。また、特定取引負債は209億64百万円となりました。

なお、海外の特定取引資産及び特定取引負債の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	19,393	—	—	19,393
	当連結会計年度	26,464	—	—	26,464
うち商品有価証券	前連結会計年度	129	—	—	129
	当連結会計年度	376	—	—	376
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品	前連結会計年度	19,264	—	—	19,264
	当連結会計年度	26,088	—	—	26,088
うちその他の 特定取引資産	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
特定取引負債	前連結会計年度	13,771	—	—	13,771
	当連結会計年度	20,964	—	—	20,964
うち売付商品債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引売付 債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品	前連結会計年度	13,771	—	—	13,771
	当連結会計年度	20,964	—	—	20,964
うちその他の 特定取引負債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	3,107,158	1,789	—	3,108,947
	当連結会計年度	3,329,357	4,205	—	3,333,563
うち流動性預金	前連結会計年度	1,252,050	1,219	—	1,253,269
	当連結会計年度	1,421,219	1,601	—	1,422,820
うち定期性預金	前連結会計年度	1,787,227	569	—	1,787,797
	当連結会計年度	1,824,903	2,604	—	1,827,507
うちその他	前連結会計年度	67,880	—	—	67,880
	当連結会計年度	83,235	—	—	83,235
譲渡性預金	前連結会計年度	49,760	—	—	49,760
	当連結会計年度	27,630	—	—	27,630
総合計	前連結会計年度	3,156,918	1,789	—	3,158,707
	当連結会計年度	3,356,987	4,205	—	3,361,193

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. ①流動性預金＝当座預金＋普通預金＋通知預金

②定期性預金＝定期預金

(6) 国内・海外別債券残高の状況

○ 債券の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
割引商工債	前連結会計年度	898,649	—	—	898,649
	当連結会計年度	714,207	—	—	714,207
利付商工債	前連結会計年度	5,506,941	—	—	5,506,941
	当連結会計年度	5,226,887	—	—	5,226,887
合計	前連結会計年度	6,405,591	—	—	6,405,591
	当連結会計年度	5,941,095	—	—	5,941,095

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

(7) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	9,108,471	100.00
製造業	3,186,670	34.98
農業	11,767	0.12
林業	1,274	0.01
漁業	3,295	0.03
鉱業	11,843	0.13
建設業	234,210	2.57
電気・ガス・熱供給・水道業	25,050	0.27
情報通信・運輸業	1,125,822	12.36
卸売・小売業	2,772,405	30.43
金融・保険業	93,206	1.02
不動産業	520,392	5.71
各種サービス業	1,110,874	12.19
地方公共団体	438	0.00
その他	11,219	0.18
海外及び特別国際金融取引勘定分	22,863	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	22,863	100.00
合計	9,131,334	—

業種別	平成22年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	9,403,936	100.00
製造業	3,327,083	35.38
農業・林業	17,584	0.19
漁業	3,989	0.04
鉱業・採石業・砂利採取業	11,559	0.12
建設業	251,496	2.67
電気・ガス・熱供給・水道業	22,842	0.24
情報通信業・運輸業・郵便業	1,157,039	12.30
卸売業・小売業	2,810,384	29.89
金融業・保険業	94,013	1.00
不動産業	518,598	5.52
各種サービス業	1,177,246	12.52
地方公共団体	438	0.01
その他	11,660	0.12
海外及び特別国際金融取引勘定分	23,133	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	23,133	100.00
合計	9,427,069	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、当連結会計年度から業種の表示を一部変更しております。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、平成21年3月31日現在及び平成22年3月31日現在の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

(8) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	954,756	—	—	954,756
	当連結会計年度	1,926,224	—	—	1,926,224
地方債	前連結会計年度	75,014	—	—	75,014
	当連結会計年度	110,318	—	—	110,318
短期社債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	4,999	—	—	4,999
社債	前連結会計年度	475,848	—	—	475,848
	当連結会計年度	389,164	—	—	389,164
株式	前連結会計年度	21,816	—	—	21,816
	当連結会計年度	24,245	—	—	24,245
その他の証券	前連結会計年度	5,398	24,927	—	30,326
	当連結会計年度	2,662	21,797	—	24,460
合計	前連結会計年度	1,532,834	24,927	—	1,557,761
	当連結会計年度	2,457,615	21,797	—	2,479,413

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当金庫の海外店であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当金庫の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
業務粗利益	70,150	145,799
経費(除く臨時処理分)	(△) 38,160	73,457
人件費	(△) 21,225	42,520
物件費	(△) 15,820	28,302
税金	(△) 1,114	2,634
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	31,989	72,342
一般貸倒引当金繰入額	(△) 49	300
業務純益	31,940	72,042
うち債券関係損益	4,209	7,543
臨時損益	△38,230	△61,053
株式関係損益	△496	△527
不良債権処理損失	(△) 39,483	58,463
貸出金償却	(△) 319	3,090
個別貸倒引当金繰入額	(△) 37,486	51,915
その他の不良債権処理損失	(△) 1,677	3,457
その他の臨時損益	1,749	△2,062
経常利益(△は経常損失)	△6,290	10,988
特別損益	320	404
うち固定資産処分損益	262	8
税引前当期純利益(△は税引前当期純損失)	△5,969	11,392
法人税、住民税及び事業税	(△) 137	446
法人税等調整額	(△) △2,390	5,330
法人税等合計	(△) △2,252	5,776
当期純利益(△は当期純損失)	△3,717	5,616

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
6. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
7. 株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、商工組合中央金庫(転換前の法人)は株式会社商工組合中央金庫に転換したことから、前事業年度は平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっているため、増減については記載しておりません。

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
給料・手当	19,343	38,506
退職給付費用	2,941	7,163
福利厚生費	153	308
減価償却費	2,555	5,039
土地建物機械賃借料	2,374	4,731
営繕費	1,280	1,966
消耗品費	527	743
給水光熱費	408	723
旅費	364	580
通信費	536	1,022
広告宣伝費	307	996
租税公課	1,114	2,634
その他	7,312	12,189
計	39,220	76,606

- (注) 1. 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。
 2. 前事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっているため、増減については記載しておりません。

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.78	1.66	△0.12
(イ)貸出金利回	1.90	1.86	△0.04
(ロ)有価証券利回	0.98	0.76	△0.21
(2) 資金調達原価 ②	1.52	1.33	△0.19
(イ)預金等利回	0.72	0.61	△0.11
(ロ)外部負債利回	0.75	0.72	△0.02
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.25	0.32	0.07

- (注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
 2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	9.35	9.49	0.13
業務純益ベース	9.34	9.45	0.11
当期純利益ベース	△1.08	0.73	1.82

4 預金・債券・貸出金の状況 (単体)

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	3,112,571	3,337,866	225,295
預金(平残)	2,684,445	3,125,893	441,447
債券(末残)	6,405,711	5,941,275	△464,435
債券(平残)	6,506,944	6,228,938	△278,006
貸出金(末残)	9,161,235	9,455,603	294,367
貸出金(平残)	8,812,284	9,112,371	300,086

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	716,573	976,117	259,544
法人等	2,394,209	2,357,543	△36,666
合計	3,110,782	3,333,660	222,878

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

該当事項はありません。

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	7,826,048	7,976,979	150,931
総貸出金残高	②	百万円	9,138,373	9,432,470	294,097
中小企業等貸出金比率	①/②	%	85.63	84.56	△1.07
中小企業等貸出先件数	③	件	66,438	67,128	690
総貸出先件数	④	件	69,059	69,352	293
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	96.20	96.79	0.58

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、中小企業等協同組合法に基づく組合、及び資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	25	351	15	101
信用状	850	6,562	828	5,675
保証	1,414	67,175	1,339	65,752
計	2,289	74,089	2,182	71,529

6 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	880	5,583,357	1,699	11,044,920
	各地より受けた分	712	5,396,592	1,440	9,852,731
代金取立	各地へ向けた分	454	987,007	752	1,465,006
	各地より受けた分	11	24,705	19	39,524

(注) 前事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。

7 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	1,203	2,490
	買入為替	297	730
被仕向為替	支払為替	618	1,296
	取立為替	237	423
合計		2,356	4,940

(注) 前事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」(平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当金庫は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用するとともに、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しています。なお、当金庫はマーケット・リスク相当額は不算入特例を用いて算入しておりません。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成21年3月31日	平成22年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	218,653	218,653
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	危機対応準備金	—	150,000
	特別準備金	400,811	400,811
	資本剰余金	0	0
	利益剰余金	66,206	70,660
	自己株式(△)	945	958
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	2,254	4,502
	その他有価証券の評価差損(△)	3,735	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,136	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	378	365
	計 (A)	679,493	834,298
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—	3,563
	一般貸倒引当金	64,605	64,971
	負債性資本調達手段等	48,560	49,796
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	46,000	46,000
	計	113,166	118,332
うち自己資本への算入額 (B)	113,166	118,332	
控除項目	控除項目(注4) (C)	3,058	1,751
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	789,602	950,878

項目		平成21年3月31日	平成22年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	8,423,735	7,887,048
	オフ・バランス取引等項目	168,345	191,207
	信用リスク・アセットの額 (E)	8,592,081	8,078,256
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	266,964	265,204
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	21,357	21,216
	計((E)+(F)) (H)	8,859,046	8,343,460
連結自己資本比率(国際統一基準)=D/H×100(%)		8.91	11.39
(参考)Tier 1 比率=A/H×100(%)		7.67	9.99

- (注) 1. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第6条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第6条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成21年3月31日	平成22年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	218,653	218,653
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	危機対応準備金	—	150,000
	特別準備金	400,811	400,811
	資本準備金	—	—
	その他資本剰余金	0	0
	利益準備金	13,865	14,314
	その他利益剰余金	52,270	55,187
	その他	—	—
	自己株式(△)	945	958
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	2,249	4,498
	その他有価証券の評価差損(△)	3,759	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	678,645	833,509
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—	3,540
	一般貸倒引当金	63,843	64,143
	負債性資本調達手段等	46,000	46,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	46,000	46,000
	計	109,843	113,683
	うち自己資本への算入額 (B)	109,843	113,683
控除項目	控除項目(注4) (C)	91	93
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	788,397	947,098

項目		平成21年3月31日	平成22年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	8,394,838	7,855,350
	オフ・バランス取引等項目	168,141	191,028
	信用リスク・アセットの額 (E)	8,562,980	8,046,379
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	266,234	260,175
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	21,298	20,814
	計((E)+(F)) (H)	8,829,215	8,306,554
単体自己資本比率(国際統一基準) = D/H × 100 (%)		8.92	11.40
(参考)Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		7.68	10.03

- (注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当金庫の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、当事業年度末から時価(貸借対照表計上額)で区分されております。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年3月31日	平成22年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,953	1,943
危険債権	1,444	1,261
要管理債権	50	42
正常債権	91,638	94,541

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

平成22年3月期は、中小企業を巡る厳しい金融経済環境の中、当金庫はセーフティネット機能の発揮を最重要事項とし、法定された指定金融機関として危機対応業務を中心にその機能発揮に全力をあげて取り組みました。そうした中、平成21年6月には、必要な財務基盤の確保を目的とした危機対応準備金の創設、政府保有株式を全て処分する期限の延期等を内容とする株式会社商工組合中央金庫法の改正が行われ、これを受け7月には危機対応準備金として1,500億円の資本増強が行われました。また、平成21年12月8日に閣議決定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、セーフティネット貸付等の延長や拡充とデフレ下の実質金利高への対応策が盛り込まれたことを踏まえ、平成21年度第2次補正予算及び平成22年度予算において、危機対応業務の取扱期限が平成21年度末から22年度末まで延長されるとともに、総事業枠が従来の4.2兆円から1兆円程度の増枠となりました。さらに、デフレの進行に伴う実質金利上昇の下で抑制されている設備投資等を下支えするため、新たに設備投資を行う事業者に対し、2年間、0.5%の利子補給を行う危機対応業務の貸付に関する措置がなされ、平成22年2月15日より取扱いを開始したところです。

当金庫としましては、求められる役割の大きさを十分認識し、国や中小企業の皆さまの期待にしっかりと応えるべく、引き続き、「セーフティネット機能の発揮」を最重要事項とし、危機対応業務を中心にその機能発揮に万全を期して取り組んでまいります。

また、当金庫は「中小企業金融の円滑化」を目的とした金融機関として、その使命・役割を的確に発揮していくため、お取引先とのリレーションを一層強化し、危機対応業務を含めた融資のみならず、返済条件の変更を希望されるお取引先に対しては、実情に応じ得る限りこれに対応するほか、お取引先が抱える経営課題の解決に向け、経営改善支援やソリューションを提供する等、中小企業の持続的成長に向けて全力でサポートしてまいります。

加えて、引き続き中小企業の皆さまに良質な資金供給を果たしていくため、個人・法人預金を主体に資金調達の基盤拡充に向けた取組みを一層強化していくとともに、限られた経営資源を最大限有効に活用する観点から、業務の効率化、経費の削減など一層の経営合理化に不断に取り組んでまいります。

これら諸課題への取組みを強化することによって、使命である中小企業組合と中小企業の皆さまの成長と企業価値向上に貢献するとともに、当金庫自らの健全な経営基盤の構築へ繋げてまいります。

4 【事業等のリスク】

当金庫及び当金庫グループ(以下、本項目においては「当金庫」と総称)の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる主な事項を記載しております。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末(平成22年3月31日)現在において当金庫が判断したものであります。

1 信用リスク(不良債権問題等)

信用リスクとは、信用供与先の財務内容の悪化等により資産の価値が減少ないし消失することで損失を被るリスクであります。

当金庫では信用リスクの把握及び評価を適切に行った上で、信用リスクをコントロールするための企画、立案を行い、実施状況をモニタリングするなど、必要な管理を行っておりますが、以下の場合には

信用コストが増加し、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(1) 不良債権の状況

世界経済及び日本経済の動向、地価、株価及び金利の変動、貸出先の経営状況の変動等によっては、当金庫の不良債権及び信用コストが増加し、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 貸倒引当金の状況

当金庫は、貸出先の状況、債権の保全状況及び過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算定した予想損失額に対して、貸倒引当金を計上しております。貸出先の状況が予想を超えて悪化した場合、地価下落等に伴い担保価値が低下し債権の保全状況が悪化した場合、あるいは経済状態全般が悪化した場合等、貸倒引当金の積み増しが必要となる可能性があります。このような場合、信用コストが増加し、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 貸出先への対応

当金庫は、中小企業に対する金融の円滑化を設立の目的としており、貸出先の経営状態が悪化した場合にも、経営状態悪化が一時的なものであり将来に亘って合理的に再建が見込まれる場合には、追加融資や債権放棄等により支援を継続することもあり得ます。こうした支援継続に伴う損失額が貸倒引当金計上時点の損失見積り額を上回る場合、信用コストが増加し、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、このような貸出先に対しては、再建計画の実現可能性を十分に検証した上で支援継続を決定いたしますが、再建が必ず成功するという保証はありません。再建が成功しない場合には、これらの貸出先の倒産が新たに発生する可能性があります。その結果、信用コストが増加し、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 権利行使の困難性

当金庫は、不動産等担保にかかる価格の下落又は流動性欠如等の事情により、担保権を設定した不動産等を換金、又は強制執行することが事実上出来ない可能性があります。その結果、信用コストが増加し、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

2 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替相場等様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクであります。当金庫では市場リスクを適切にコントロールするため、リスクの種類（金利リスク、為替リスク、価格変動リスク）や業務ごとにリスクリミット、ポジション枠、損失限度を設定するなど、必要な管理を行っておりますが、以下の場合には当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(1) 金利変動に伴うリスク

当金庫は債券、デリバティブ等を取扱う市場取引を行っており、金利変動により当金庫が保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被る可能性があります。

(2) 為替リスク

当金庫の資産及び負債の一部は外貨建であり、外貨建の資産と負債の額が各通貨ごとに同額で相殺されない場合、又は適切にヘッジされていない場合には、為替変動が当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 株価下落に伴うリスク

当金庫は市場性のある株式を保有しており、大幅な株価下落が発生した場合には、保有株式に減損又は評価損が発生し、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 流動性リスク

流動性リスクとは、金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる等のリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引が困難となる等のリスク（市場流動性リスク）であります。

当金庫では業務運営上必要不可欠な資金の確保と適切な金利での資金調達を両立するため、資金繰り状況に応じた管理体制をあらかじめ定めるとともに、商品ごとの市場規模、厚み及び流動性を勘案した管理を行うなど、必要な管理を行っておりますが、当金庫の財務内容が悪化した場合や市場が混乱した場合には、必要な資金を確保できずに資金繰りが悪化する可能性や通常取引よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされ、その結果当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

4 オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、正確な事務を怠るあるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク（事務リスク）、及びコンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被る等のリスク（システムリスク）であります。

また、事務リスク、システムリスクの双方に跨るリスクとして、重要な情報資産の正当性及び信頼性が、漏えい、不正使用、誤操作、故障等、様々な脅威により失われるリスク（情報セキュリティリスク）があります。

(1) 事務リスク

当金庫では厳格な事務規定を定め、正確な事務処理を励行することを徹底しておりますが、故意又は過失等による事務ミスにより事故が発生し、当金庫の信用低下等が生じた場合、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) システムリスク

当金庫ではコンピュータシステム安定稼働のため、基幹システムの二重化、大規模災害等不測の事態に備えたコンティンジェンシープランの整備等を実施していますが、長期間に亘る重大なシステム障害の発生に伴い多大な損失が発生した場合、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報セキュリティリスク

当金庫では「個人情報保護宣言」を制定し、顧客情報をはじめとした情報資産の厳正な管理に努めております。しかしながら、今後、顧客情報や経営情報等の漏えい、不正使用等が発生し、当金庫の信用低下等が生じた場合、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 法的リスク

法的リスクとは、取引の法律関係が確定的でないことや、法令等が遵守されないことにより損失を被るリスクであります。

当金庫は事業活動にあたり、会社法、株式会社商工組合中央金庫法、金融商品取引法等の法令諸規制を受けるほか、各種取引上の契約を締結しております。当金庫はこれら法令諸規制や契約内容が遵守されるよう規定・体制の整備及び教育研修等を実施しておりますが、法令解釈の相違、法令手続きの不備、法令違反行為等により法令諸規制や契約内容を遵守できなかった場合には、罰則適用や損害賠償等に伴う損失が発生し、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

6 風評リスク

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により損失を被るリスクであります。

当金庫では風評リスク発生の未然防止、風評リスクの状況に関するモニタリング、風評リスク顕在時の各段階において対応すべき事項を定め、風評リスクの極小化に努めております。しかしながら、本項目に記載の諸リスクが顕在化した場合、評判の悪化や風説の流布等により、その内容の正確性に関わらず、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

7 人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為から生じるリスクであります。

当金庫では人的リスク発生の未然防止、人的リスクの状況に関するモニタリング、人的リスク顕在時の各段階において対応すべき事項を定め、人的リスクの極小化に努めております。しかしながら、こうしたリスクに起因して損失が発生した場合、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

8 有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等を被るリスクであります。

当金庫では有形資産リスクの把握と評価を行った上で対策を実施し、有形資産リスクの極小化に努めております。しかしながら、こうしたリスクに起因して損失が発生した場合、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

9 規制緩和等による業務範囲の拡大に伴うリスク

当金庫は、法令その他の条件の許す範囲内で業務範囲を拡大しております。当該業務の拡大が予想通りに進展しない場合、又は競争により当該業務の収益性が悪化した場合、業務範囲拡大への取組みが奏効せず、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

10 競争

当金庫が営業基盤とする中堅・中小企業については、メガバンクや地方銀行においても重要なマーケットと位置付け、積極的な営業活動を展開しております。当金庫がこうした事業環境において競争優位を得られない場合、当金庫の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

11 自己資本比率

当金庫は連結自己資本比率及び単体自己資本比率について「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」（平成20年9月25日 金融庁・財務省・経済産業省告示第2号）に定められるとおり、8%以上を目標とし、自己資本の充実に努めなければなりません。

当金庫の自己資本比率が8%を下回った場合には、金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣から様々な命令を受けることがあります。

当金庫の自己資本比率に影響を与える主な要因は以下のとおりであります。

- ・不良債権処理や債務者の信用力悪化等による信用コストの増加
- ・保有する債券や株式等有価証券ポートフォリオの価値の低下

- ・繰延税金資産の回収可能性判断に基づく繰延税金資産の取り崩しによる自己資本の減少
- ・自己資本へ算入可能な劣後債務が再調達できない場合の自己資本の減少
- ・自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ・本項記載のその他の不利益項目の発生

12 年金債務

年金資産の時価が下落した場合、年金資産の運用利回りが想定を下回った場合、又は予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、年金制度の変更により未認識の過去勤務費用が発生する可能性があります。金利環境の変動その他の要因も年金の未積立債務及び年間積立額にマイナスの影響を与える可能性があります。

13 固定資産の減損会計

当金庫が保有する固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用しております。保有する固定資産は、使用目的の変更、収益性の低下及び価額の下落などにより評価減が発生する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

1 経営成績

経常収益は、危機対応業務の貸付及び有価証券売却等により、2,399億円となりました。一方、経常費用は、市中金利の低下及び貸倒引当金繰入額の減少等により、2,272億円となりました。

以上により、経常利益は126億円、当期純利益は67億円となりました。

2 財政状態

(1) 主要勘定

貸出金は、セーフティネット機能を発揮し、お取引先の資金調達ニーズに対応した結果、前連結会計年度末比2,957億円増加し、9兆4,270億円となりました。

有価証券は、投資環境や市場動向を注視しつつ、国内債券中心に運用を行った結果、前連結会計年度末比9,216億円増加し、2兆4,794億円となりました。

債券は、割引債等の残高が減少した結果、前連結会計年度末比4,644億円減少し、5兆9,410億円となりました。

一方、預金は、普通預金残高が増加したことなどから、前連結会計年度末比2,246億円増加し、3兆3,335億円となりました。

(2) 自己資本比率

連結自己資本比率は、信用リスク・アセットについては標準的手法を、オペレーショナル・リスクについては基礎的手法に基づき計測した結果、11.39%、Tier I 比率は9.99%となりました。

○自己資本比率

	前連結会計年度末 (%) (A)	当連結会計年度末 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
連結自己資本比率	8.91	11.39	2.48
Tier I 比率	7.67	9.99	2.32

○連結リスク管理債権

	前連結会計年度末 (億円) (A)	当連結会計年度末 (億円) (B)	増減(億円) (B) - (A)
破綻先債権額	1,360	1,351	△8
延滞債権額	1,969	1,798	△170
3ヵ月以上延滞債権額	50	42	△8
貸出条件緩和債権額	0	0	△0
合計	3,380	3,192	△187

3 キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、279億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動における資金は、借入金の増加などを主因に7,096億円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動における資金は、有価証券の取得による支出などを主因に△9,130億円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動における資金は、危機対応準備金への出資による収入などを主因に1,477億円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

銀行業務では、お客さまの利便性向上及び顧客基盤の強化・拡大を図るため、当連結会計年度は10億円の設備投資を実施しました。リース業務、その他業務では重要性のある投資はありません。

また、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) 銀行業務

(平成22年3月31日現在)

	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	リース 資産	その他の有 形固定資産	合計	従業員数 (人)
				面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
当金庫	本店	東京都中央区	店舗	1,724.46	1,285	1,400	3	480	3,169	552
	札幌支店他 4店舗	北海道地区	店舗・ 営業所	2,587.39	184	239	—	27	451	103
	仙台支店他 8店舗	東北地区	店舗・ 営業所	4,601.72	574	543	—	51	1,169	211
	横浜支店他 10店舗	関東地区 (東京都を除く)	店舗	4,662.15 (813.18)	377	1,260	—	75	1,713	352
	東京支店他 12店舗	東京都 (本店を除く)	店舗・ 出張所	2,673.34	835	1,522	—	106	2,464	694
	名古屋支店 他19店舗	中部地区	店舗・ 営業所	11,795.38	1,037	1,249	—	136	2,423	606
	神戸支店他 7店舗	近畿地区 (大阪府を除く)	店舗	4,884.48	589	438	—	66	1,094	242
	大阪支店他 5店舗	大阪府	店舗	3,189.39	451	2,338	—	67	2,857	368
	広島支店他 9店舗	中国地区	店舗・ 営業所	5,863.30 (921.98)	134	511	—	60	705	243
	高松支店他 3店舗	四国地区	店舗	2,929.82	110	264	—	25	401	101
	福岡支店他 11店舗	九州地区	店舗・ 出張所	7,222.41	214	668	—	76	958	325
	ニューヨー ク支店	アメリカ 合衆国	店舗	—	—	2	—	6	8	7
	香港事務所 他1事務所	中華人民 共和国	海外駐在 員事務所	—	—	4	—	0	4	5
	東村山社宅 他41件	東京都 東村山市他	社宅・寮	31,474.60	3,881	1,747	—	0	5,630	—
その他の 施設	東京都 東村山市他	研修所他	31,459.18	14,559	2,907	82	1,222	18,771	161	

(2)リース業務

(平成22年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	リース 資産	その他の有 形固定資産	合計	従業員数 (人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
連結 子会社	商工中 金リース (株)	本社他	東京都 台東区他	事務所 他	—	—	11	—	390	401	50

(3)その他業務

(平成22年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	リース 資産	その他の有 形固定資産	合計	従業員数 (人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
連結 子会社	八重洲 商工(株) 他5社	本社他	東京都 港区他	事務所 他	3,555.08	547	633	—	22	1,203	279

- (注) 1. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め48百万円でありま
す。
2. その他の有形固定資産は、事務機械1,575百万円、その他1,241百万円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	事業 (部門) の別	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当金庫	本店他	—	改修 その他	銀行業務	店舗・事 務センタ ー他	1,720	—	自己資金	—	—
当金庫	本店他	—	新設 改修	銀行業務	事務機械 他	490	—	自己資金	—	—

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 売却

重要な設備の売却については、該当ありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
危機対応準備金株式	10
計	4,000,000,010

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,186,531,448	2,186,531,448	—	単元株式数は、1,000株であります。
計	2,186,531,448	2,186,531,448	—	—

(注) 危機対応業務の円滑な実施を目的とし、株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2の規定に基づき、当金庫定款に危機対応準備金株式を発行することができる旨規定しておりますが、事業年度末現在及びこの有価証券報告書提出日現在、発行済の危機対応準備金株式はありません。

なお、当金庫定款に規定している危機対応準備金株式の内容は次のとおりであります。

(1) 議決権

危機対応準備金株式を有する株主（以下、「危機対応準備金株式株主」という。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、全部の事項につき株主総会において議決権を有しない。

(2) 配当金

危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式の登録株式質権者（以下、「危機対応準備金株式登録株式質権者」という。）に対して、剰余金の配当をしない。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、危機対応準備金株式1株につき、その払込金額相当額の金銭を払う。ただし、株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づき、危機対応準備金に当該相当額が計上された時以降は、この限りではない。

上記のほか、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。

(4) 取得条項

株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づき危機対応準備金の額が計上された時以降であって取締役会が別に定める日が到来したときは、危機対応準備金株式の全部を、危機対応準備金株式1株につき、最終事業年度に係る貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額から危機対応準備金の額及び特別準備金の額を控除して得た額を発行済株式の総数で除して得た額で、取得することができる。

(5) 単元株式数

単元株式数は、1株とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年10月1日 (注1)、(注4)	△3,037,671	2,186,531	△303,767,100	218,653,144	—	—
平成21年7月14日 (注2)	0	2,186,531	—	218,653,144	—	—
平成21年8月19日 (注3)	△0	2,186,531	—	218,653,144	—	—

(注) 1. 平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金から特別準備金への振替を行ったことによる資本金の減少であります。

発行済株式総数増減数(千株)は、資本金増減額に対する出資が特別準備金に振替されたため、出資口数増減数(千口)と読み替えます。

- 平成21年7月14日、危機対応準備金株式1株の政府に対する第三者割当て(発行価格1,500億円の有償割当て)を実施しましたが、株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づき、危機対応準備金1,500億円を計上しているため、資本金増減額及び資本準備金増減額はありません。
- 平成21年8月19日に実施いたしました自己の株式の取得及び消却により、危機対応準備金株式1株が減少いたしました。
- 株式会社商工組合中央金庫法に基づき、転換前の商工組合中央金庫が、平成20年10月1日の転換に伴い、株式会社化したことから、それ以前については、記載しておりません。
なお、(参考)として、転換前の出資口数、資本金等の推移は以下のとおりであります。

年月日	出資口数 増減数 (千口)	出資口数 残高 (千口)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年3月3日 (*1)	30,000	5,172,650	3,000,000	517,265,000	—	—
平成18年3月3日 (*2)	25,000	5,197,650	2,500,000	519,765,000	—	—
平成19年3月5日 (*3)	30,000	5,227,650	3,000,000	522,765,000	—	—
平成20年9月30日 (*4)	△3,447	5,224,202	△344,755	522,420,244	—	—

(*1) 増資要領 出資口数30,000,000口 出資1口の金額100円

(*2) 増資要領 出資口数25,000,000口 出資1口の金額100円

(*3) 増資要領 出資口数30,000,000口 出資1口の金額100円

(*4) 平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則8条に基づき、出資の払戻しを行ったことによる資本金の減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	126	—	17,387	—	—	53	17,567	—
所有株式数(単元)	1,016,000	56,342	—	1,098,995	—	—	11,471	2,182,808	3,723,448
所有株式数の割合(%)	46.55	2.58	—	50.35	—	—	0.52	100.00	—

(注) 自己株式9,541,889株は「個人その他」に9,541単元、「単元未満株式の状況」に889株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	1,016,000	46.46
東銀リース株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目9番13号	5,300	0.24
大阪船場繊維卸商団地協同組合	大阪府箕面市船場東二丁目5番47号	4,640	0.21
大阪府医師協同組合	大阪府大阪市中央区上本町西三丁目1番5号	4,409	0.20
関東交通共済協同組合	東京都新宿区西新宿七丁目21番20号	4,303	0.19
東京カメラ流通協同組合	東京都豊島区高田三丁目23番23号	3,633	0.16
協同組合広島総合卸センター	広島県広島市西区商工センター一丁目14番1号	3,150	0.14
日本絹人繊維物工業組合連合会	東京都千代田区九段北一丁目15番12号	3,110	0.14
東京木材問屋協同組合	東京都江東区深川2丁目5番11号	3,084	0.14
中部交通共済協同組合	愛知県名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号	3,000	0.13
興銀リース株式会社	東京都中央区京橋二丁目3番19号	3,000	0.13
計	—	1,053,630	48.18

(注) 上記のほか当金庫所有の自己株式9,541千株(発行済株式総数に対する割合:0.43%)があります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 9,541,000	—	—
完全議決権株式(その他)	2,173,267,000	2,173,198	—
単元未満株式	3,723,448	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	2,186,531,448	—	—
総株主の議決権	—	2,173,198	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社商工組合中央金庫法第6条第3項の規定により、議決権を行使することができない株主名義の株式69,000株が含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同株主名義の完全議決権株式に係る議決権の数69個は含まれておりません。

2 「単元未満株式」の欄には、当金庫所有の自己株式889株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲二丁目10番17号	9,541,000	—	9,541,000	0.43
計	—	9,541,000	—	9,541,000	0.43

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	104,317	13,609,439
当期間における取得自己株式	16,410	2,133,300

(注) 当期間における取得自己株式には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の買増請求)	3,650	474,300	280	36,400
保有自己株式数	9,541,889	—	9,558,019	—

(注) その他(単元未満株式の買増請求)及び保有自己株式数の当期間には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

【株式の種類等】 会社法第155条第1号による危機対応準備金株式の取得

(1) 【株主総会の決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年8月4日)での決議状況 (取得日 平成21年8月19日)	1	129
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	1	129
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	1	129	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の買増請求)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

3 【配当政策】

配当につきましては、健全な経営基盤を構築するため、内部留保の充実を図るとともに安定配当を行っていくことを基本方針としております。また、毎年3月31日を基準日とする年1回の期末配当を実施しております。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政府保有株式に対する配当は1株につき民間保有株式に対する1株当たり配当額の3分の1と規定されております。当事業年度の配当につきましては、上記に基づき民間保有株式1株当たり3円、政府保有株式1株当たり1円として配当の決定機関であります株主総会のご承認を戴きました。

なお、株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)
平成22年6月22日 定時株主総会決議	4,498	民間保有株式 3.00 政府保有株式 1.00

4 【株価の推移】

当金庫の株式は非上場・非登録につき、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	—	関 哲 夫	昭和13年7月29日生	昭和38年4月 平成12年4月 平成20年10月	八幡製鐵株式会社(現新日本製鐵株式会社)入社 新日本製鐵株式会社 代表取締役副社長 商工中金 代表取締役社長(現職)	注1	—
取締役副社長 (代表取締役)	—	杉 山 秀 二	昭和23年2月28日生	昭和46年7月 平成15年7月 平成16年6月 平成18年9月 平成20年10月	通商産業省(現経済産業省)入省 経済産業省経済産業政策局長 同経済産業事務次官 株式会社損害保険ジャパン顧問 商工中金 代表取締役副社長 (現職)	注1	—
取締役副社長 (代表取締役)	—	木 村 幸 俊	昭和24年6月20日生	昭和47年4月 平成17年7月 平成18年9月 平成20年7月 平成20年10月	大蔵省(現財務省)入省 国税庁長官 損害保険料率算出機構副理事長 商工中金 副理事長 代表取締役副社長(現職)	注1	—
専務取締役 (代表取締役)	—	安 倍 保	昭和26年1月31日生	昭和49年4月 平成16年3月 平成17年3月 平成20年10月 平成22年6月	商工中金入庫 特別参与 総合企画部長 理事 取締役常務執行役員 代表取締役専務(現職)	注1	—
取締役 常務執行役員	審査本部長	野 村 清 二	昭和26年8月12日生	昭和51年4月 平成17年3月 平成20年3月 平成20年10月 平成22年6月	商工中金入庫 特別参与 総合企画部長 理事 取締役常務執行役員 取締役常務執行役員、 審査本部長委嘱(現職)	注1	—
取締役 常務執行役員	業務推進 部長	森 英 雄	昭和30年1月18日生	昭和52年4月 平成19年3月 平成20年8月 平成20年10月 平成22年6月	商工中金入庫 特別参与 総務部長 理事 取締役常務執行役員 取締役常務執行役員、 業務推進部長委嘱(現職)	注1	—
取締役 常務執行役員	統合リスク 管理部長	田 中 千 洋	昭和29年8月15日生	昭和52年4月 平成19年3月 平成20年3月 平成20年10月 平成21年6月 平成21年7月 平成22年6月	商工中金入庫 特別参与 人事部長 特別参与 総合企画部長 執行役員 経営企画部長 取締役常務執行役員、 統合リスク管理部長委嘱 取締役常務執行役員 取締役常務執行役員、 統合リスク管理部長委嘱(現職)	注1	—
取締役 常務執行役員	資産サポー ト部長	田 中 秀 明	昭和29年11月26日生	昭和53年4月 平成19年3月 平成20年8月 平成20年10月 平成21年6月 平成22年6月	商工中金入庫 民営化準備室長 特別参与 総務部長 執行役員 総務部長 取締役常務執行役員 取締役常務執行役員、 資産サポート部長委嘱(現職)	注1	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員	—	柏木敏宏	昭和30年2月13日生	昭和52年4月 平成17年3月 平成20年3月 平成20年10月 平成22年6月	商工中金入庫 総合資金証券本部 資金証券部長 特別参与 人事部長 執行役員 人事部長 取締役常務執行役員(現職)	注1	—
取締役 常務執行役員	—	秋津芳孝	昭和31年1月8日生	昭和53年4月 平成20年3月 平成20年10月 平成21年6月 平成22年6月	商工中金入庫 特別参与 審査第一部長 執行役員 審査第一部長 執行役員 総務部長 取締役常務執行役員(現職)	注1	—
取締役 常務執行役員	市場営業 部長	白井友康	昭和30年2月13日生	昭和53年4月 平成19年3月 平成20年8月 平成20年10月 平成22年6月	商工中金入庫 組織金融部長 特別参与 東京支店長 執行役員 東京支店長 取締役常務執行役員、 市場営業部長委嘱(現職)	注1	—
取締役	—	山口信夫	大正13年12月23日生	昭和27年4月 昭和56年6月 平成4年4月 平成13年7月 平成19年11月 平成20年10月 平成22年4月	旭化成工業株式会社(現旭化成株 式会社)入社 同代表取締役副社長 同代表取締役会長 日本商工会議所会頭 日本商工会議所名誉会頭(現職) 商工中金 取締役(現職) 旭化成株式会社 代表取締役名誉会長(現職)	注1	—
常勤監査役	—	白須光美	昭和24年1月9日生	昭和46年7月 平成15年8月 平成19年4月 平成20年10月	大蔵省(現財務省)入省 財団法人地域総合整備財団 常務理事 商工中金 監事 常勤監査役(現職)	注2	—
常勤監査役	—	園田邦一	昭和29年3月20日生	昭和51年4月 平成18年8月 平成20年3月 平成20年10月	商工中金入庫 特別参与 審査第一部長 監事 常勤監査役(現職)	注2	—
監査役	—	大橋清	昭和20年10月31日生	昭和45年4月 平成13年3月 平成14年3月 平成16年5月 平成20年6月 平成20年10月	商工中金入庫 特別参与 東京支店長 監事 財団法人商工総合研究所専務理 事 財団法人商工総合研究所所長 商工中金 監査役(現職)	注2	—
監査役	—	多比羅誠	昭和18年3月3日生	昭和45年1月 平成15年4月 平成20年9月 平成20年10月	弁護士登録 ひいらぎ総合法律事務所 弁護士(現職) グローヴェルホールディングス 株式会社 監査役(現職) 商工中金 監査役(現職)	注2	—
計							—

- (注) 1. 各取締役の任期は、平成22年6月22日から平成23年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
 2. 各監査役の任期は、平成20年10月1日から平成23年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
 3. 取締役山口 信夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 4. 監査役白須 光美及び多比羅 誠は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 5. 当金庫は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役を1名選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
末 吉 亙	昭和31年10月11日生	昭和58年4月 平成19年4月	弁護士登録 末吉綜合法律事務所 (現潮見坂綜合法律事務所) 弁護士(現職)	—

(注)補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

6. 当金庫は、執行役員制度を導入しております。執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)の状況は次のとおりであります。

執行役員 9名 一富 肇資、小原 克志、辛島 哲郎、菊地 慶幸、清永 道也、窪田 宏、
 中川 祐一、永野 真、藤田 巴幸

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当金庫は、昭和11年の設立以来70年余の間、政府と中小企業組合がともに出資し、市場（機関投資家や個人等のお客さま）から資金を調達して、運営する「中小企業の、中小企業による、中小企業のための金融機関」として、ガバナンスの強化・整備を行ってまいりました。

平成20年10月1日の特殊会社（特別の法律に基づく株式会社）化を契機に、設立以来の基本的性格を堅持しつつ、従来のガバナンスをさらに磨き上げ、株式会社商工組合中央金庫法、会社法等の法令に基づき、株主である中小企業組合や中小企業の付託を受け、政府による監督、市場による規律の下、中小企業組合と中小企業の金融円滑化という目的を、より効果的かつ効率的に実現してまいります。

具体的には、取締役会、監査役（会）、会計監査人に加えて、経営諮問委員会、報酬委員会、経営会議等の機関を設置し、業務運営に当たっております。

また、業務運営に当たってはその指針となる企業理念を制定し、当金庫グループの全役職員に周知・浸透を図っております。企業理念は、当金庫の存在意義である「使命」、社会の一員としてのステークホルダーへの約束である「経営姿勢」、これらを具現化するための職員の行動価値基準である「行動指針」の3つで構成されております。

使命	<p>中小企業による中小企業のための金融機関である商工中金にとって、お客さまの成長こそが私たちの成長です。</p> <p>私たちは、お客さまの立場になって長期的な視点で企業を見つめ、創業以来培ってきた中小企業経営への深い理解力と先進的な金融手法を始めとする総合金融サービス、そして、全国に展開するネットワーク力を最大限に活かし、企業のライフステージに応じたソリューションでお客さまの持続的成長を支援してまいります。</p> <p>お客さまと分かち合った無数の喜びが、各地で実を結び、やがて日本の新たな力を創造していく、これこそが、私たち商工中金の使命です。</p>
経営姿勢	<p>中小企業の皆さまに対して 長期安定的な取引に基づく安心と、問題解決に資するサービスを提供します。 企業間連携・地域連携を促進し新たなビジネス機会を創出します。 お客さまの成長を通じて私たちも成長し、長期的な企業価値向上を目指します。</p> <p>資金をお預けいただく皆さまに対して 健全な経営に徹し、信頼・誠実・丁寧を旨とする対応を実現します。 資産運用の良きパートナーとしてベストな運用をサポートします。 社会貢献へつながる運用を実現します。</p> <p>職員に対して 現場主義を徹底し、チャレンジを奨励する活力ある組織を目指します。 専門能力の開発をサポートし、プロフェッショナルな人材を育成します。 プロセスを重視し、社会に貢献する喜び、誇りが感じられる職場をつくりまします。</p> <p>社会に対して コンプライアンスを徹底します。 経営の透明性を高め、情報の開示・発信に努めます。 すべてのステークホルダーの満足を追求し、地域経済の発展に貢献します。</p>
行動方針	<p>お客さまの立場になり、お客さまの未来を考え、お客さまから求められるスキルを磨き、お客さまのために一丸となって、お客さまの夢を応援していく。</p> <p>高い志と公正・健全な精神を胸に、私たちは誇りをもって行動します。</p>

② 会社の機関の内容

A. 取締役会

取締役会は取締役12名、そのうち社外取締役1名(平成22年3月末現在)で構成されております。取締役会は、業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役の職務の監督を行っております。

B. 監査役会・監査役

監査役会は監査役4名、そのうち社外監査役2名(非常勤監査役を含む。平成22年3月末現在)で構成されております。監査役は、取締役の職務の執行を監査し、監査役会は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定及び解職、監査方針の決定等を行っております。

C. 経営諮問委員会

中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される「経営諮問委員会」を設置し、業務運営に関して意見や助言をいただいております。

D. 報酬委員会

役員報酬(制度)や役員退職慰労金に係る業績評価について、社外関係者を含む「報酬委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

E. 経営会議

代表取締役社長、代表取締役副社長、代表取締役専務等で構成する経営会議を設置し、取締役会が決定した基本方針に基づき、業務執行に関する基本的事項、重要な投融资について、機動的かつ十分な協議を経て意思決定を行っております。

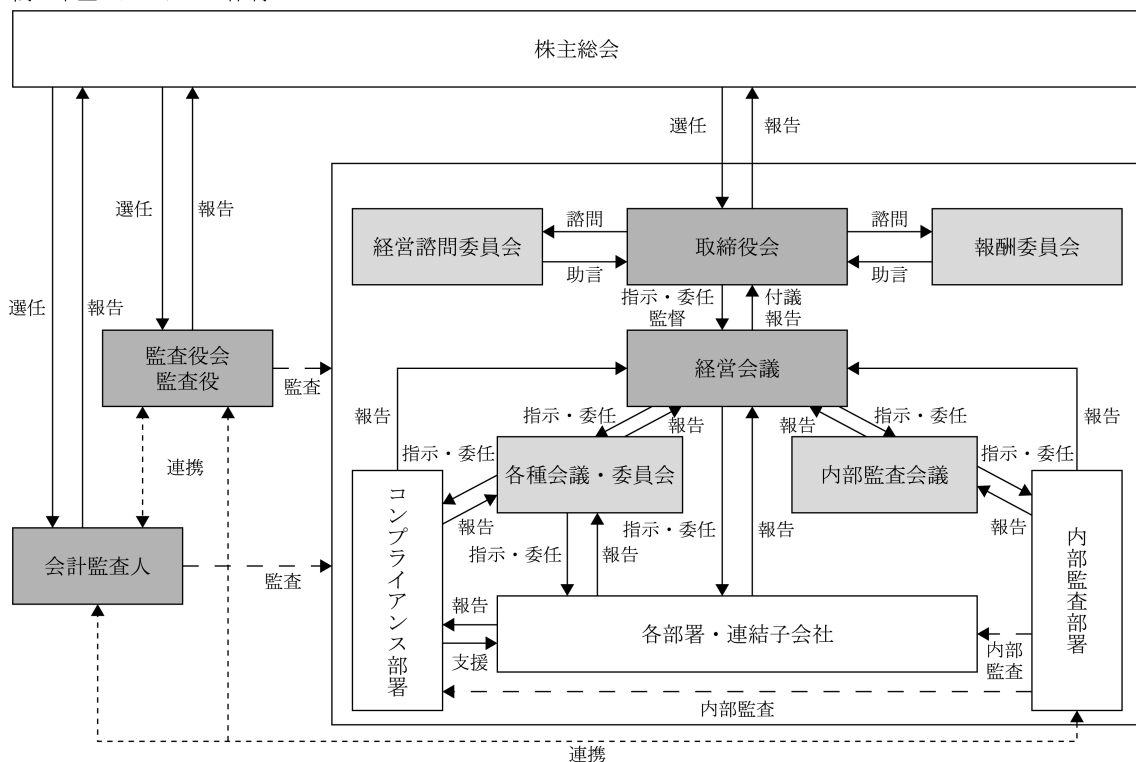
F. 内部監査会議

内部監査部門の被監査部門からの独立性を確保し、より牽制機能が働くよう、経営会議直轄の内部監査会議を設置し、内部監査の制度や内部監査計画について審議を行っております。

G. 各種会議・委員会

経営会議の下に、内部監査会議のほか、経営企画、投融资、コンプライアンス、CS推進、信用リスク管理等の事項に関して、各種会議・委員会を設け、代表取締役副社長や代表取締役専務等を中心として、経営会議に付議する事項の審議等を行っております。

商工中金のガバナンス体制



③ 内部統制システムの整備の状況

当金庫は、会社法第362条第5項に基づき、同条第4項第6号に規定する当金庫の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を以下のとおり定めております。

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・ハンドブックを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備する。
- ・コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る審議・検討を行う会議並びに統括部署としてコンプライアンス統括室を設置するとともに、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置する。
- ・取締役会は、コンプライアンス統括室に、年度ごとに、研修の実施などコンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的実践状況を確認する。
- ・コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
- ・執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役に報告する。
- ・反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行う。
- ・監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類ごとの管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類ごと及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。
- ・取締役会及び経営会議等は、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
- ・執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役に報告する。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から一定の権限の委譲を受けた経営会議を設置する。経営会議は、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、経営会議へ付議する事項を審議する各種会議を設置する。
- ・取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行う。

- ・取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。
 - ・中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。
- E. 当金庫及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・取締役会は、当金庫及び子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するための規程を制定・周知する。
 - ・取締役会は、子会社等を統括して管理する部署(以下「統括部署」という。)及び子会社等ごとに担当部署(以下「担当部署」という。)を設置し、コンプライアンス、リスク管理及び顧客保護の観点から子会社等の業務運営を適切に管理する。
 - ・統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取り締役会及び経営会議に報告する。
 - ・執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。
 - ・当金庫と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。
- F. 当金庫及び子会社等から成る企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。
- G. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人(監査役付)を配置する。
 - ・監査役付は、取締役の指揮命令を受けないものとし、監査役付の人事・処遇関係については、監査役と事前に協議する。
- H. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、当金庫の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当金庫に重要な影響を及ぼす情報について監査役へ報告を行う。
 - ・取締役及び使用人は、監査役が報告を求める事項の報告を行う。
- I. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ・取締役及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。
 - ・監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施する。
 - ・監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。

④ 顧客保護に対する取組み

当金庫は、お客さまへの適切かつ十分な説明、お客さまのご要望や苦情に対する適切な対応、お客さまの情報の適切な管理、及びお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理を行うため、顧客保護等管理規程を定め、お客さま第一主義の経営姿勢を実践しております。

また、顧客保護等の管理は、それぞれの分類に応じ、所要の管理体制を整備しております。なお、コンプライアンス統括室は、定期的に顧客保護に係る各管理責任者の対応状況のモニタリング結果を

コンプライアンス会議・経営会議及び取締役会へ報告しております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

A. リスク管理体制

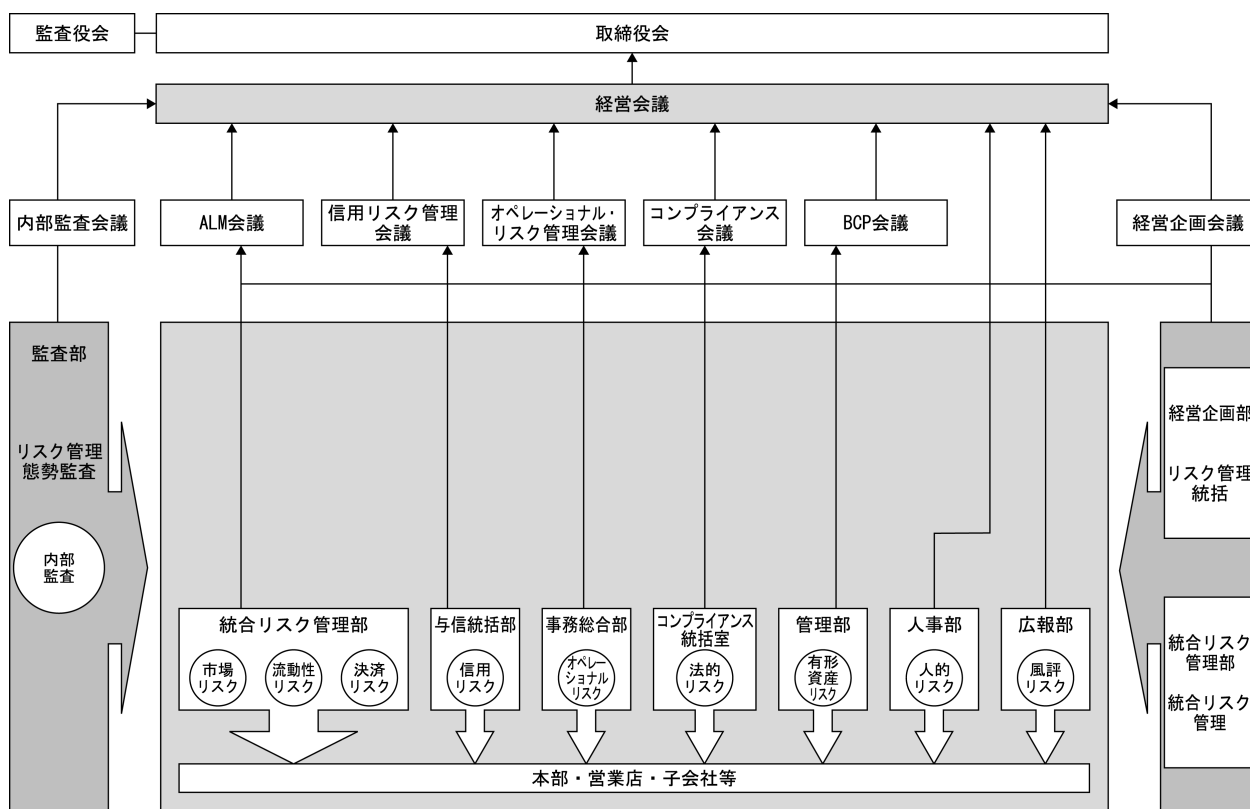
当金庫では、リスク管理規程及び各種リスク管理関連規定を定め、各リスクの管理部署及びリスク管理統括部署を明確にする等、リスク管理体制を整備しております。

業務に付随する様々なリスクに対し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスク管理を行うことに加え、リスク管理統括部署がリスク管理に関する事項を統括しております。また、統合リスク管理担当部署は、リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによって、自己資本の健全性を確認しております。

こうしたリスク管理の状況については、経営会議で検討を行い、取締役会に報告しております。

また、リスク管理の実効性を確保するため、監査部はリスク管理態勢にかかる監査を行い、結果については経営会議を通じ取締役会に報告しております。

《リスク管理体制図》



B. コンプライアンス体制

当金庫では、グループのコンプライアンスに係る基本方針として、「倫理憲章」を制定し、当金庫内外に発表しています。倫理憲章のもと、コンプライアンス規程、コンプライアンス関連規定及びコンプライアンス・ハンドブックを定め、コンプライアンス体制を整備しております。

コンプライアンスに関する統括セクションとして、コンプライアンス統括室を設置し、コンプライアンスに係る企画及び管理を行っております。また、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置し、それぞれの部室店においてコンプライアンスの徹底を図っております。

コンプライアンスに関する取組みは、毎年、取締役会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、実施事項を決定しております。また、コンプライアンス・プログラムの実施状況は、コンプライアンス会議で審議され、経営会議及び取締役会へ報告しております。

C. 危機管理体制

大規模災害等の発生に伴う危機対応を適切に行うため、「事業継続計画(BCP)」を策定するとともに、「BCP会議」を設置しております。危機発生時には必要に応じて「災害対策本部」を設置し、対応する体制としております。

D. グループ管理体制

当金庫グループにおける業務の適正を確保するため、子会社等管理規程を定め、子会社等各社の規模・特性に応じた適切な管理を行っております。子会社等の業務運営状況等、管理に係る基本的事項については、当金庫役員をメンバーとする子会社等管理会議において審議し、取締役会等で決定しています。

各社は、コンプライアンス、各種リスク管理等に係る事項について、諸規定を定めるとともに、重要な業務の執行にあたっては、当金庫へ適時・適切に協議・報告を行う体制としており、必要に応じ、当金庫の経営指導等を受けています。

一方、当金庫の監査部署が、独立した監査部署として各社の監査を実施し、当金庫グループ全体の業務の適正を確保しております。

⑥ 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

A. 内部監査

内部監査部署として、営業店や本部各部から独立した位置付けにある監査部(平成22年3月末現在38名)が内部監査機能を担っております。

業務監査では、本部各部のリスク管理のプロセスのほか、法令等遵守や顧客保護等管理態勢、営業店の支店経営管理や運営状況などの適切性・有効性の監査を実施し、内部管理態勢を一層向上させるための改善提言に取り組んでおります。

資産監査では、自己査定及び償却・引当の適正性や信用格付の正確性の監査を実施しております。

なお、内部監査結果は、内部監査会議を経て経営会議及び取締役会に定期的に報告しております。

B. 監査役監査

監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通じて、取締役等の職務の執行を監査しております。

監査役・監査役会は、組織上・業務の遂行上、独立性を確保しつつ、適切な職務遂行のため、取締役、会計監査人、内部監査部署やコンプライアンス部署の管理者と緊密な連携を図っております。

C. 会計監査

会計監査人については、あらた監査法人を選任し、会計監査証明を受けております。当期において業務を執行した公認会計士は、佐々木貴司氏、大塚啓一氏、男澤 顕氏の3名であり、補助者として公認会計士3名、その他24名で構成されておりました。

⑦ 役員報酬の内容

当金庫の取締役に対する報酬等の総額は242百万円、監査役に対する報酬等の総額は49百万円であります。なお、取締役に対する報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額24百万円及び役員退職慰労金1百万円が、監査役に対する報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額3百万円が含まれております。

⑧ 当金庫と当金庫の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役及び社外監査役は、当金庫のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、当金庫との間に特に利害関係はありません。

⑨ 責任限定契約の内容の概要

当金庫と社外取締役山口信夫氏、社外監査役多比羅誠氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは当該社外取締役及び当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑩ 取締役の定数

当金庫は、定款(平成20年7月28日商工組合中央金庫臨時総代会承認、9月8日主務大臣認可)に、取締役は15名以内とする旨を定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当金庫は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑫ 取締役の選任の決議要件

当金庫は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

⑬ 種類株式の内容

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るため、危機対応準備金を創設し、危機対応準備金に対する政府出資受入れに当たり、政府に対して普通株式とは異なる種類株式である危機対応準備金株式を発行するため、平成21年6月23日開催の第1回定時株主総会において変更を決議し、株式会社商工組合中央金庫法第16条に基づき主務大臣の認可を受けた定款に、次のとおり規定しております。

なお、危機対応準備金株式の趣旨を踏まえ、危機対応準備金株式は議決権を有せず、剰余金の配当請求権を有しません。また、普通株式に優先して残余財産の分配を受ける権利を有しますが、株式会社商工組合中央金庫法改正法附則第1条の2第3項の規定に基づき、危機対応準備金に払込金相当額が計上された時以降はかかる優先権を有さず、普通株式と同順位で残余財産の分配を受ける権利を有するにとどまります。

(第6条) 当社の発行可能株式総数は、4,000,000,010株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	4,000,000,000株
危機対応準備金株式	10株

(第9条) 当社の単元株式数は、普通株式については1,000株とし、危機対応準備金株式については1株とする。

2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

(第13条の2) 危機対応準備金株式を有する株主（以下、「危機対応準備金株式株主」という。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、全部の事項につき株主総会において議決権を有しない。

(第13条の3) 当社は、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式の登録株式質権者（以下、「危機対応準備金株式登録株式質権者」という。）に対して、剰余金の配当をしない。

(第13条の4) 当社は、残余財産を分配するときは、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、危機対応準備金株式1株につき、その払込金額相当額の金銭を支払う。ただし、株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づき、危機対応準備金に当該相当額が計上された時以降は、この限りでない。

2 前項に定めるほか、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。

(第13条の5) 当社は、株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2第3項の規定に基づき危機対応準備金の額が計上された時以降であって取締役会が別に定める日が到来したときは、危機対応準備金株式の全部を、危機対応準備金株式1株につき、最終事業年度に係る貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額から危機対応準備金の額及び特別準備金の額を控除して得た額を発行済株式の総数で除して得た額で、取得することができる。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度（注2）		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	48	14	86	—
連結子会社	8	—	7	—
計	56	14	93	—

- (注) 1. 上記報酬の金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
2. 株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日、商工組合中央金庫(転換前の法人)は株式会社商工組合中央金庫に転換したことから、前連結会計年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。このため、提出会社の監査証明業務に基づく報酬は、平成20年10月1日から平成21年3月31日を対象期間としています。
- 連結子会社の監査証明業務に基づく報酬は、平成20年4月1日から平成21年3月31日を対象期間としています。

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度は、監査公認会計士等に対して、民営化に係るアドバイザー業務等についての対価を支払っております。

当連結会計年度は、監査公認会計士等に対して、非監査業務を受けていないため、非監査業務に基づく報酬については支払っておりません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

株式会社商工組合中央金庫法に基づき、転換前の商工組合中央金庫が平成20年10月1日に転換により株式会社商工組合中央金庫となりました。このため、前連結会計年度及び前事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6ヵ月決算となっております。

- 1 当金庫の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則」（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号）に準拠しております。

ただし、前連結会計年度（自平成20年10月1日 至平成21年3月31日）は改正前の連結財務諸表規則に基づき作成し、当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は改正後の連結財務諸表規則に基づき作成しております。

- 2 当金庫の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則」（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号）に準拠しております。

ただし、前事業年度（自平成20年10月1日 至平成21年3月31日）は改正前の財務諸表等規則に基づき作成し、当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

- 3 当金庫は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（自平成20年10月1日 至平成21年3月31日）及び当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自平成20年10月1日 至平成21年3月31日）及び当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について、あらた監査法人の監査証明を受けております。

- 4 当金庫は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備をするため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
現金預け金	93,068	53,016
コールローン及び買入手形	4,205	12,128
買入金銭債権	31,268	30,689
特定取引資産	19,393	26,464
有価証券	※1, ※7, ※12 1,557,761	※1, ※7, ※12 2,479,413
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 9,131,334	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 9,427,069
外国為替	※6 7,006	※6 8,039
その他資産	※7 96,123	※7 104,413
有形固定資産	※9, ※10 45,075	※9, ※10 43,496
建物	16,636	15,742
土地	24,754	24,784
リース資産	340	86
建設仮勘定	2	66
その他の有形固定資産	3,341	2,816
無形固定資産	6,757	7,951
ソフトウェア	5,387	6,603
その他の無形固定資産	1,370	1,347
繰延税金資産	83,697	72,623
支払承諾見返	74,290	71,707
貸倒引当金	△236,721	△246,678
資産の部合計	10,913,262	12,090,335
負債の部		
預金	※7 3,108,947	※7 3,333,563
譲渡性預金	49,760	27,630
債券	6,405,591	5,941,095
コールマネー及び売渡手形	4,207	20,822
特定取引負債	13,771	20,964
借入金	※7, ※11 274,506	※7, ※11 1,556,576
外国為替	28	85
その他負債	※7 267,646	※7 241,343
賞与引当金	4,578	4,513
退職給付引当金	20,342	20,248
役員退職慰労引当金	58	69
睡眠債券払戻損失引当金	3,471	3,083
その他の引当金	77	60
繰延税金負債	62	63
負ののれん	804	547
支払承諾	74,290	71,707
負債の部合計	10,228,145	11,242,374

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
資本金	218,653	218,653
危機対応準備金	—	150,000
特別準備金	400,811	400,811
資本剰余金	0	0
利益剰余金	66,206	70,660
自己株式	△945	△958
株主資本合計	684,725	839,166
その他有価証券評価差額金	△3,735	4,749
繰延ヘッジ損益	429	247
評価・換算差額等合計	△3,306	4,997
少数株主持分	3,697	3,796
純資産の部合計	685,116	847,960
負債及び純資産の部合計	10,913,262	12,090,335

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	122,294	239,943
資金運用収益	93,211	187,899
貸出金利息	83,849	169,452
有価証券利息配当金	7,751	15,809
コールローン利息及び買入手形利息	76	110
買現先利息	—	39
預け金利息	89	37
その他の受入利息	1,444	2,450
役務取引等収益	5,402	9,630
特定取引収益	2,425	5,965
その他業務収益	16,847	33,981
その他経常収益	4,406	2,465
経常費用	128,331	227,252
資金調達費用	34,803	64,249
預金利息	4,363	8,176
譲渡性預金利息	98	243
債券利息	29,149	49,661
コールマネー利息及び売渡手形利息	123	18
売現先利息	33	0
債券貸借取引支払利息	31	—
借入金利息	904	6,065
その他の支払利息	98	84
役務取引等費用	362	1,637
特定取引費用	2	—
その他業務費用	11,413	22,964
営業経費	39,781	77,489
その他経常費用	41,968	60,911
貸倒引当金繰入額	37,876	52,431
その他の経常費用	4,091	※1 8,480
経常利益又は経常損失(△)	△6,036	12,690
特別利益	58	451
固定資産処分益	—	55
償却債権取立益	58	396
特別損失	97	54
固定資産処分損	94	51
その他の特別損失	3	2
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△6,075	13,088
法人税、住民税及び事業税	251	904
法人税等調整額	△2,588	5,476
法人税等合計	△2,336	6,380
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△19	3
当期純利益又は当期純損失(△)	△3,719	6,704

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	522,420	218,653
当期変動額		
資本金から特別準備金への振替	△303,767	—
当期変動額合計	△303,767	—
当期末残高	218,653	218,653
危機対応準備金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
危機対応準備金への出資	—	150,000
当期変動額合計	—	150,000
当期末残高	—	150,000
特別準備金		
前期末残高	—	400,811
当期変動額		
資本金から特別準備金への振替	303,767	—
利益剰余金から特別準備金への振替	97,043	—
当期変動額合計	400,811	—
当期末残高	400,811	400,811
資本剰余金		
前期末残高	—	0
当期変動額		
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	—	△0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	0	0
利益剰余金		
前期末残高	168,730	66,206
当期変動額		
利益剰余金から特別準備金への振替	△97,043	—
剰余金の配当	△1,760	△2,249
当期純利益又は当期純損失(△)	△3,719	6,704
当期変動額合計	△102,524	4,454
当期末残高	66,206	70,660
自己株式		
前期末残高	—	△945
当期変動額		
自己株式の取得	△945	△13
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	—	0
当期変動額合計	△945	△13
当期末残高	△945	△958

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	691,150	684,725
当期変動額		
資本金から特別準備金への振替	—	—
利益剰余金から特別準備金への振替	—	—
危機対応準備金への出資	—	150,000
剰余金の配当	△1,760	△2,249
当期純利益又は当期純損失(△)	△3,719	6,704
自己株式の取得	△945	△13
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	—	—
当期変動額合計	△6,425	154,441
当期末残高	684,725	839,166
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△1,530	△3,735
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,205	8,484
当期変動額合計	△2,205	8,484
当期末残高	△3,735	4,749
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	525	429
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△96	△181
当期変動額合計	△96	△181
当期末残高	429	247
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△1,004	△3,306
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,301	8,303
当期変動額合計	△2,301	8,303
当期末残高	△3,306	4,997
少数株主持分		
前期末残高	7,153	3,697
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,455	99
当期変動額合計	△3,455	99
当期末残高	3,697	3,796

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
純資産合計		
前期末残高	697,299	685,116
当期変動額		
危機対応準備金への出資	—	150,000
剰余金の配当	△1,760	△2,249
当期純利益又は当期純損失(△)	△3,719	6,704
自己株式の取得	△945	△13
自己株式の処分	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,757	8,402
当期変動額合計	△12,182	162,843
当期末残高	685,116	847,960

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△6,075	13,088
減価償却費	2,485	4,920
負ののれん償却額	△89	△159
貸倒引当金の増減(△)	3,546	9,956
賞与引当金の増減額(△は減少)	△76	△64
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△123	△93
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	24	11
睡眠債券払戻損失引当金の増減(△)	△207	△388
その他の引当金の増減額(△は減少)	7	△17
資金運用収益	△93,211	△187,899
資金調達費用	34,803	64,249
有価証券関係損益(△)	△3,589	△6,580
為替差損益(△は益)	△226	△326
固定資産処分損益(△は益)	94	△4
特定取引資産の純増(△)減	△7,431	△7,070
特定取引負債の純増減(△)	6,846	7,192
貸出金の純増(△)減	△224,976	△295,734
預金の純増減(△)	391,216	224,616
譲渡性預金の純増減(△)	44,995	△22,130
債券の純増減(△)	△214,825	△464,495
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	171,930	1,282,069
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	30,465	△15,601
コールローン等の純増(△)減	3,926	△7,344
コールマネー等の純増減(△)	△31,034	16,614
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△4,298	—
外国為替(資産)の純増(△)減	1,009	△1,032
外国為替(負債)の純増減(△)	△175	56
資金運用による収入	96,649	189,582
資金調達による支出	△33,461	△65,720
その他	△19,960	△26,678
小計	148,237	711,015
法人税等の支払額	△956	△1,323
営業活動によるキャッシュ・フロー	147,281	709,692

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,466,063	△8,278,386
有価証券の売却による収入	533,011	1,351,468
有価証券の償還による収入	840,411	6,018,381
有形固定資産の取得による支出	△1,481	△1,278
無形固定資産の取得による支出	△1,363	△3,381
有形固定資産の売却による収入	0	115
子会社株式の取得による支出	△221	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△95,707	△913,080
財務活動によるキャッシュ・フロー		
危機対応準備金への出資による収入	—	150,000
劣後特約付借入れによる収入	5,000	—
配当金の支払額	△1,760	△2,249
少数株主への配当金の支払額	—	△2
自己株式の取得による支出	△945	△13
自己株式の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,293	147,734
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	53,867	△55,653
現金及び現金同等物の期首残高	29,773	83,641
現金及び現金同等物の期末残高	※1 83,641	※1 27,988

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 7社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>(2) 非連結子会社 3社 会社名 八重洲緑関連事業協同組合 商中第1号投資事業組合 商中第2号投資事業組合</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 7社 同左</p> <p>(2) 非連結子会社 3社 同左</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社3社 会社名 八重洲緑関連事業協同組合 商中第1号投資事業組合 商中第2号投資事業組合</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社3社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同左</p>
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>3月末日 7社</p>	<p>連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>同左</p>
4 開示対象特別目的会社に関する事項	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 該当ありません。</p> <p>(2) 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等 該当ありません。</p>	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 同左</p> <p>(2) 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については当連結会計年度末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については当連結会計年度末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)								
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 当金庫の有形固定資産は、定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td>2年～65年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p>	建物	2年～65年	その他	2年～20年	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 当金庫の有形固定資産は、定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td>2年～60年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 同左</p>	建物	2年～60年	その他	2年～20年
建物	2年～65年									
その他	2年～20年									
建物	2年～60年									
その他	2年～20年									

	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 同左</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(9) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準 睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p> <p>(10) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金及び将来のキャッシング利息返還損失見込額を一括計上した利息返還損失引当金であります。</p> <p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p> <p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 為替変動リスク・ヘッジ 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左</p> <p>(9) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準 同左</p> <p>(10) その他の引当金の計上基準 同左</p> <p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p> <p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(ロ) 連結会社間取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(13) 消費税等の会計処理</p> <p>当金庫及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(ロ) 連結会社間取引等 同左</p> <p>(13) 消費税等の会計処理 同左</p>
6 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
7 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	5年間の定額法により償却を行っております。	同左
8 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、有価証券は2,398百万円増加、繰延税金資産は973百万円減少、その他有価証券評価差額金は1,424百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ536百万円増加しております。</p>

【追加情報】

<p>前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(1) 平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。これにより、資本金が303,767百万円、利益剰余金が97,043百万円減少し、特別準備金が400,811百万円増加しております。</p> <p>なお、特別準備金は、株式会社商工組合中央金庫法により設けられたもので、次の性格を有しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。 ・ 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。 ・ 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。 ・ 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。 	<p>(特別準備金)</p> <p>平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。</p> <p>なお、特別準備金は次の性格を有しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されません。 (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第2項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。 (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。 (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(2) 「中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律」(以下改正法という。)が、平成21年6月12日に、第171回国会において、成立しております。</p> <p>① (危機対応準備金)</p> <p>改正後の株式会社商工組合中央金庫法において、危機対応準備金は、次の性格を有しています。なお、平成21年度補正予算において、危機対応準備金に出资するため、150,000百万円が計上されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 剰余金の額の計算においては、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。 ・ 欠損のてん補を行う場合、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。 ・ 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財務基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。 ・ 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。 	<p>(危機対応準備金)</p> <p>株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。</p> <p>なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。 (3) 危機対応業務の円滑な実施のため必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。 (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>② (株式会社商工組合中央金庫法附則の改正)</p> <p>改正法による、株式会社商工組合中央金庫法附則の改正の主な内容は、以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2により、平成23年度末までの間、危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認められるときは、予算で定める金額の範囲内において、危機対応準備金として、政府の出資を受け入れることができるとされています。 ・改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第2条により、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫の株式を全て処分する期限は、平成24年4月1日から起算して、おおむね5年後から7年後を目途とされています。 <p>③ (改正法附則第三条)</p> <p>改正法附則第三条には、以下の内容が記載されています。</p> <p>第三条 政府は、平成二十三年度末を目途として、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第一条の二第二項の規定に基づく株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）に対する出資の状況、商工組合中央金庫による危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。）の実施の状況、商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫による危機対応業務の在り方、政府の保有する商工組合中央金庫の株式の処分の在り方及び商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項及び第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する商工組合中央金庫の株式を処分しないものとする。</p>	

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金1,270百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は136,007百万円、延滞債権額は196,906百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,083百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は338,001百万円あります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は403,019百万円あります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金810百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は135,162百万円、延滞債権額は179,852百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,270百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は319,287百万円あります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は305,770百万円あります。</p>

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)																				
<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>238,298百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>695百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>6,279百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>115,784百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>199百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、外為円決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券175,486百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金・敷金等は、3,306百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、753,102百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが714,120百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 88,199百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 18,596百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は250,014百万円であります。</p>	有価証券	238,298百万円	その他資産	695百万円	預金	6,279百万円	借入金	115,784百万円	その他負債	199百万円	<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>160,712百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>341百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>5,520百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>4,400百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>287百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券173,653百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金・敷金等は、3,312百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、744,935百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが710,309百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 82,304百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 18,350百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は227,545百万円であります。</p>	有価証券	160,712百万円	その他資産	341百万円	預金	5,520百万円	借入金	4,400百万円	その他負債	287百万円
有価証券	238,298百万円																				
その他資産	695百万円																				
預金	6,279百万円																				
借入金	115,784百万円																				
その他負債	199百万円																				
有価証券	160,712百万円																				
その他資産	341百万円																				
預金	5,520百万円																				
借入金	4,400百万円																				
その他負債	287百万円																				

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—	<p>※1 その他の経常費用には、貸出金償却3,095百万円及び株式等償却593百万円を含んでおります。</p>

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 前連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数(注1)	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,224,202	—	3,037,671	2,186,531	(注2)
合計	5,224,202	—	3,037,671	2,186,531	
自己株式					
普通株式	—	9,449	8	9,441	(注3)
合計	—	9,449	8	9,441	

- (注) 1. 前連結会計年度末の株式数(千株)は出資口数(千口)と読み替えます。
2. 転換前の政府の出資(4,053,671千口)から特別準備金となるものを除いた出資(1,016,000千口)の1口に対して、転換後の法人の株式1株を割り当てました。
3. 増加は、子会社からの自己株式の買取に伴い9,385千株を取得したものと及び単元未満株式の買取請求による64千株を取得したものであります。減少は単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	出資の種類	配当金の総額 (百万円)	1口当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年12月16日 株主総会	普通出資 (組合分)	1,760	1.5	平成20年9月29日	平成20年12月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	508	利益剰余金	0.5(注1)	平成21年3月31日	平成21年6月23日 定時株主総会及び 主務大臣認可後 (注2)
	普通株式 (政府以外分)	1,741		1.5		

- (注) 1. 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。
2. 株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

Ⅱ 当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
種類株式	—	0	0	—	(注1)
合計	2,186,531	0	0	2,186,531	
自己株式					
普通株式	9,441	104	3	9,541	(注2)
種類株式	—	0	0	—	(注3)
合計	9,441	104	3	9,541	

- (注) 1. 発行済株式のうち種類株式の増加及び減少は、危機対応準備金株式1株を発行し、自己株式として取得後、消却したものであります。
2. 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。減少は単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。
3. 自己株式のうち種類株式の増加及び減少は、危機対応準備金株式1株を取得し、消却したものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	508	0.5(注)	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	普通株式 (政府以外分)	1,741	1.5		

- (注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	利益剰余金	1.0(注1)	平成22年3月31日	平成22年6月22日 定時株主総会及び 主務大臣認可後 (注2)
	普通株式 (政府以外分)	3,482		3.0		

- (注) 1. 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。
2. 株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成21年3月31日現在 現金預け金勘定 93,068 日本銀行預け金を除く預け金 <u>△9,427</u> 現金及び現金同等物 <u>83,641</u>	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成22年3月31日現在 現金預け金勘定 53,016 日本銀行預け金を除く預け金 <u>△25,028</u> 現金及び現金同等物 <u>27,988</u>

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 有形固定資産 主として、電子計算機であります。 ② リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 有形固定資産 同左 ② リース資産の減価償却の方法 同左
(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当ありません。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 同左
2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 311百万円 1年超 278百万円 合計 589百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 345百万円 1年超 410百万円 合計 755百万円

(金融商品関係)

I 当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは融資事業及びデリバティブ取引の提供等の金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、預金の受入れ、債券の発行等による資金調達を行っております。このように、保有する資産・負債は、金利・有価証券の価格・為替相場等様々な市場のリスクファクターの変動により、その価値が変動し、損失を被るリスクを有しております。こうしたリスクを適正に管理しつつ、安定した収益を確保する観点から、資産及び負債の総合的管理(ALM)を実施しており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループにおける資産は、主として国内の取引先に対する事業性の貸出金であり、取引先の財務状況の悪化等により損失を被るリスク(信用リスク)があります。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、債券については一部を満期保有目的で、トレーディング業務では売買目的で保有し、株式については純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引や資金関連スワップ取引があります。当金庫グループでは、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である債券、借入金、外貨建ての貸出金に関わる金利の変動リスクや為替の変動リスクを回避し、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の残高を比較する等により、ヘッジの有効性を確認しております。

このほか、トレーディング業務では、取引先の金利や為替の変動リスクをヘッジするニーズに応える目的や、金利や為替の変動による短期的な収益獲得を目的として、金利スワップ取引や通貨スワップ取引、債券先物取引、為替予約取引等を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、信用格付、与信許容限度、個別案件毎の与信審査、担保・保証等の与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、大口与信先への対応については、定期的に経営陣による投融資会議等を開催し、付議しております。さらに、リスク管理の実効性を確保するため、監査部がリスク管理態勢等の監査を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関して、信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用格付、与信許容限度による管理体制を整備し運営しております。対市場取引については、統合リスク管理部による外部格付のモニタリングや市場取引部署による信用情報等の収集等に基づき、定期的に管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループでは、業務目的区分毎にポジション枠やリスクリミットを設けて金利の変動リスクを管理しております。「市場関連リスク管理規程」等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部において金融資産及び負債の金利リスクの状況を業務目的区分毎に把握し、評価損益や10bpv、バリュー・アット・リスク（VaR）等によりモニタリングを行い、日次ベースで担当取締役、月次ベースで代表取締役並びにALM会議に報告しております。なお、ALM会議等の決定により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関して、日次の総合持高管理により為替持高の一定範囲内への抑制を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

株式の保有については、取締役会が業務計画において純投資と政策投資の株式残高の上限額を決定しております。純投資株式については、ALM会議で業務目的区分毎にポジション枠やリスクリミットを設けて価格変動リスクを管理するとともに、格付のモニタリングによる業況把握も行っております。政策投資株式のうち上場株式についてもリスクリミットを設けて価格変動リスクを管理するとともに、株価推移管理による業況確認や、未公開株式も含めた保有方針の見直しを行っております。

具体的なリスク管理方法や手続等の詳細については「市場関連リスク管理規程」等に明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部において政策投資や純投資の業務目的区分毎に把握し、残高や評価損益、バリュー・アット・リスク（VaR）等によりモニタリングを行い、日次ベースで担当取締役に、月次ベースで代表取締役並びにALM会議に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループでは、運用と調達の年度間純増減計画を決定した上で、年度間及び月次で資金計画を作成して資金ポジションを把握しております。資金調達手段は、長期安定資金となる債券を中心とすることにより流動性リスクを抑制するとともに、預金による調達を行っております。また、短期市場での調達も行っている他、無担保での調達が困難な状況に備えて、有担保調達が可能なように担保差入可能な債券を保有しております。

流動性リスクを抑制するための流動性リスク管理計数をALM会議において設定し、その遵守状況は統合リスク管理部において把握し、日次ベースで担当取締役に、四半期ベースで代表取締役並びにALM会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 特定取引資産			
売買目的有価証券	376	376	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	263,795	265,217	1,422
その他有価証券	2,206,144	2,206,144	—
(3) 貸出金	9,427,069		
貸倒引当金(*1)	△240,380		
	9,186,688	9,248,695	62,006
資産計	11,657,005	11,720,434	63,428
(1) 預金	3,333,563	3,336,374	2,810
(2) 譲渡性預金	27,630	27,654	24
(3) 債券	5,941,095	5,968,913	27,817
(4) 借入金	1,556,576	1,557,125	549
負債計	10,858,865	10,890,068	31,202
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	8,584	8,584	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	8,584	8,584	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、債券の回号ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

(4) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借入金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1) (*2)	8,662
② 組合出資金(*3)	810
合 計	9,473

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について480百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券	972,665	707,540	540,618	173,722	31,000	—
満期保有目的の債券	66,000	54,612	—	135,400	—	—
うち国債	66,000	46,800	—	135,400	—	—
社債	—	7,812	—	—	—	—
其他有価証券のうち 満期があるもの(*1)	906,665	652,928	540,618	38,322	31,000	—
うち国債	784,960	377,000	435,500	27,600	30,000	—
地方債	15,865	63,972	28,656	—	—	—
短期社債	5,000	—	—	—	—	—
社債	96,932	209,629	65,297	3,279	1,000	—
その他	3,907	2,326	11,164	7,443	—	—
貸出金(*2)	4,207,362	2,719,247	1,373,843	367,926	266,366	174,877
合 計	5,180,027	3,426,787	1,914,462	541,649	297,366	174,877

(*1) その他有価証券のうち満期があるもののうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債券である償還予定額が見込めない552百万円は含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない315,013百万円、期間の定めのないもの2,431百万円は含めておりません。

(注4) 債券、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	3,037,110	281,370	15,082	—	—	—
譲渡性預金	27,630	—	—	—	—	—
債券	2,327,662	2,308,278	1,196,444	34,600	74,700	—
借入金	28,748	527,217	589,140	384,431	26,421	615
合計	5,421,152	3,116,865	1,800,667	419,031	101,121	615

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

- ※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	129	0

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	177,478	178,898	1,419	1,419	—
社債	7,849	7,890	41	41	—
合計	185,327	186,788	1,460	1,460	—

- (注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	14,295	13,317	△977	2,485	3,462
債券	1,066,817	1,068,498	1,681	2,541	859
国債	777,121	777,277	155	881	725
地方債	74,624	75,014	390	418	28
社債	215,070	216,206	1,135	1,241	106
その他	36,047	29,055	△6,992	80	7,072
合計	1,117,160	1,110,872	△6,287	5,106	11,394

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価があるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
- 当連結会計年度における減損処理額は、596百万円(うち、株式596百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
 該当事項はありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	532,997	4,877	566

6 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	8,498
債券	251,792
その他の証券	20,599

7 保有目的を変更した有価証券
 該当事項はありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	277,170	809,654	418,794	—
国債	231,037	310,750	412,968	—
地方債	1,782	73,232	—	—
社債	44,351	425,671	5,826	—
その他	25,897	6,670	15,847	—
合計	303,068	816,324	434,641	—

II 当連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1

2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	209,206	210,584	1,378
	社債	7,832	7,894	62
	小計	217,038	218,479	1,440
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	46,757	46,738	△18
	社債	—	—	—
	小計	46,757	46,738	△18
合計		263,795	265,217	1,422

3 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	9,225	5,175	4,049
	債券			
	国債	843,326	839,559	3,767
	地方債	103,377	102,607	770
	短期社債	4,999	4,999	0
	社債	347,308	343,096	4,211
	その他	5,113	5,107	6
	小計	1,313,351	1,300,546	12,805
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	6,357	9,288	△2,931
	債券			
	国債	826,934	827,210	△275
	地方債	6,941	6,943	△2
	短期社債	—	—	—
	社債	34,023	34,470	△447
	その他	37,826	39,056	△1,229
	小計	912,083	916,969	△4,885
合計	2,225,434	2,217,515	7,919	

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)
該当事項はありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	196	82	25
債券			
国債	1,243,132	6,404	106
地方債	15,125	323	—
社債	77,914	1,228	—
その他	15,100	58	5
合計	1,351,468	8,097	137

6 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、470百万円（うち、株式113百万円、社債357百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

- 1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)
該当事項はありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)
該当事項はありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)
該当事項はありません。

II 当連結会計年度

- 1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)
該当事項はありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)
該当事項はありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△6,287
その他有価証券	△6,287
(+)繰延税金資産	2,552
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△3,735
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△3,735

II 当連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	7,919
その他有価証券	7,919
(△)繰延税金負債	△3,169
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,749
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	4,749

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当金庫及び連結子会社が取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・債券に係る先物取引・スワップ取引・オプション取引等の各種のデリバティブ取引及び地震デリバティブ取引があります。

(2) 利用目的及び取組方針

当金庫及び連結子会社では、運用調達に付随して発生する市場リスクのヘッジ目的の他、お取引先のヘッジ・ニーズへの対応や、積極的な収益確保を目的としてデリバティブ取引を行っております。

ヘッジ目的の取引のうち金利リスクヘッジにつきましては、貸出金・債券等をヘッジ対象、金利スワップ取引をヘッジ手段、ヘッジ対象の内包する金利リスクの軽減をヘッジ方針としております。なお、ヘッジ会計の方法は金利スワップの特例を適用しております。

ヘッジ目的の取引のうち為替リスクヘッジにつきましては、外貨建金銭債権をヘッジ対象、為替スワップ取引をヘッジ手段、ヘッジ対象の内包する為替リスクの軽減をヘッジ方針としております。ヘッジ会計の方法は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に定められた要件に従い、ヘッジ手段である為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権が存在することを確認の上、繰延ヘッジを適用しております。

お取引先のヘッジ・ニーズへの対応や、積極的な収益確保を目的とした取引は、主としてトレーディング業務として取り組み、市場の動向によって大きな損失を被るリスクがあることから、厳格な管理体制の下、損失やポジション等に限度枠を設けて取組む方針としております。

(3) リスクの内容

デリバティブ取引に関するリスクは、市場の変化によって発生する市場リスクと取引相手の信用リスク等があります。

市場リスクとは、金利や為替等の市場価格の変動により、その市場価値が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引相手方の契約不履行により生じるリスクであります。

(4) リスク管理体制

リスクの種類毎にリスク管理担当部署を定め、連結子会社を含めた各種リスク管理規定を制定の上、限度額を設定する等により管理を行っております。

信用リスクについては、お取引先との取引については貸出に伴うリスクと一体で管理を行っております。金融機関などを相手方とする取引については相手先別、国別にクレジットラインを設定し、その範囲内で執行・管理を行っております。

市場リスクについては、リスクの種類や業務毎にリスクリミット、ポジション枠、損失限度を設定して管理を行っております。また、デリバティブ取引の評価損益などは統合リスク管理部でモニタリングを行い、経営陣に定期的な報告を行っております。

連結子会社における市場リスクについても、リスク量に上限目安を設定し、統合リスク管理部において定期的にリスク量を確認し、経営陣に報告を行っております。

また、市場業務部門を、約定を行うフロントオフィスと勘定処理や照合等を行うバックオフィスに分離し、リスク管理担当部門としてミドルオフィス（統合リスク管理部）を設置することにより、牽制機能を確保しております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,175,677	1,439,783	16,613	16,613
	受取変動・支払固定	1,872,434	1,237,863	△13,344	△13,344
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	2,855	2,745	△5	31
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	3,263	3,300

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,103,977	1,024,256	2,136	2,136
	為替予約				
	売建	19,687	63	△349	△349
	買建	20,086	49	399	399
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	2,186	2,186

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(7) その他(平成21年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	地震デリバティブ取引				
	売建	—	—	—	—
	買建	307	307	10	—
	合計	—	—	10	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

II 当連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	9,962	—	0	0
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,765,990	2,233,558	18,198	18,198
	受取変動・支払固定	3,080,883	1,984,248	△14,948	△14,948
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	2,255	2,214	△1	21	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	3,248	3,271

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,539,829	1,435,841	5,181	5,181
	為替予約				
	売建	20,796	246	△223	△223
	買建	20,273	93	370	370
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	5,328	5,328

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(7) その他（平成22年3月31日現在）

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	地震デリバティブ取引				
	売建	—	—	—	—
	買建	307	307	7	—
	合計	—	—	7	—

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 2. 時価の算定
 契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	—	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	債券、借入金等の 有利息の金融 資産・負債	2,990,300	2,343,300	(注2)
	受取変動・支払固定		4,903	2,720	(注2)
	合計	—	—	—	—

- (注) 1. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
 2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金等の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当金庫及び連結子会社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、適格退職年金制度、確定給付企業年金制度を設けております。

また、一部の連結子会社は、中小企業退職金共済制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務	(A)	△116,525	△118,633
年金資産	(B)	65,893	75,805
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	△50,631	△42,827
未認識数理計算上の差異	(D)	33,649	29,181
連結貸借対照表計上額純額	(E) = (C) + (D)	△16,982	△13,645
前払年金費用	(F)	3,360	6,603
退職給付引当金	(E) - (F)	△20,342	△20,248

(注) 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	1,442	3,073
利息費用	1,358	2,318
期待運用収益	△890	△1,314
数理計算上の差異の費用処理額	1,044	3,120
退職給付費用	2,954	7,197

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(1) 割引率	2.0%	同左
(2) 期待運用収益率	2.5%	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	14年(各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしている)	同左

(ストック・オプション等関係)

I 前連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

II 当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																						
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">74,515百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">6,304</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">12,847</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">93,666</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△8,597</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">85,069</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">子会社株式</td> <td style="text-align: right;">△933</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延ヘッジ損益</td> <td style="text-align: right;">△293</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△207</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△1,435</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">83,634百万円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金	74,515百万円	退職給付引当金	6,304	その他	12,847	繰延税金資産小計	93,666	評価性引当額	△8,597	繰延税金資産合計	85,069	繰延税金負債		子会社株式	△933	繰延ヘッジ損益	△293	その他	△207	繰延税金負債合計	△1,435	繰延税金資産の純額	83,634百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">70,758百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">5,145</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">10,412</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">86,315</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△9,384</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">76,931</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△3,169</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">子会社株式</td> <td style="text-align: right;">△933</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延ヘッジ損益</td> <td style="text-align: right;">△169</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△98</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△4,371</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">72,560百万円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金	70,758百万円	退職給付引当金	5,145	その他	10,412	繰延税金資産小計	86,315	評価性引当額	△9,384	繰延税金資産合計	76,931	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△3,169	子会社株式	△933	繰延ヘッジ損益	△169	その他	△98	繰延税金負債合計	△4,371	繰延税金資産の純額	72,560百万円
繰延税金資産																																																							
貸倒引当金	74,515百万円																																																						
退職給付引当金	6,304																																																						
その他	12,847																																																						
繰延税金資産小計	93,666																																																						
評価性引当額	△8,597																																																						
繰延税金資産合計	85,069																																																						
繰延税金負債																																																							
子会社株式	△933																																																						
繰延ヘッジ損益	△293																																																						
その他	△207																																																						
繰延税金負債合計	△1,435																																																						
繰延税金資産の純額	83,634百万円																																																						
繰延税金資産																																																							
貸倒引当金	70,758百万円																																																						
退職給付引当金	5,145																																																						
その他	10,412																																																						
繰延税金資産小計	86,315																																																						
評価性引当額	△9,384																																																						
繰延税金資産合計	76,931																																																						
繰延税金負債																																																							
その他有価証券評価差額金	△3,169																																																						
子会社株式	△933																																																						
繰延ヘッジ損益	△169																																																						
その他	△98																																																						
繰延税金負債合計	△4,371																																																						
繰延税金資産の純額	72,560百万円																																																						
<p>2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。</p>	<p>2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.60%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額の増加</td> <td style="text-align: right;">6.01%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">負ののれん償却</td> <td style="text-align: right;">△0.49%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.22%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△0.54%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">1.13%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△0.19%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">48.74%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.60%	(調整)		評価性引当額の増加	6.01%	負ののれん償却	△0.49%	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.22%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.54%	住民税均等割	1.13%	その他	△0.19%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.74%																																				
法定実効税率	40.60%																																																						
(調整)																																																							
評価性引当額の増加	6.01%																																																						
負ののれん償却	△0.49%																																																						
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.22%																																																						
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.54%																																																						
住民税均等割	1.13%																																																						
その他	△0.19%																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.74%																																																						

(賃貸等不動産関係)

I 当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものはありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	110,238	11,257	798	122,294	—	122,294
(2) セグメント間の内部 経常収益	210	506	2,853	3,570	(3,570)	—
計	110,448	11,763	3,651	125,864	(3,570)	122,294
経常費用	116,805	11,490	3,618	131,915	(3,583)	128,331
経常利益 (△は経常損失)	△6,356	273	33	△6,050	13	△6,036
II 資産、減価償却費 及び資本的支出						
資産	10,881,977	66,281	8,221	10,956,480	(43,217)	10,913,262
減価償却費	2,555	17	17	2,590	(105)	2,485
資本的支出	2,832	36	659	3,528	(683)	2,845

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務……………銀行業
- (2) リース業務……………リース業
- (3) その他業務……………事務代行、ソフトウェアの開発、情報サービス、クレジットカード業等

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	214,259	24,048	1,635	239,943	—	239,943
(2) セグメント間の内部 経常収益	372	931	5,438	6,743	(6,743)	—
計	214,632	24,980	7,074	246,687	(6,743)	239,943
経常費用	203,644	23,497	6,831	233,972	(6,719)	227,252
経常利益 (△は経常損失)	10,988	1,483	243	12,714	(24)	12,690
II 資産、減価償却費 及び資本的支出						
資産	12,056,799	66,159	8,327	12,131,286	(40,951)	12,090,335
減価償却費	5,039	31	42	5,113	(192)	4,920
資本的支出	4,509	30	178	4,718	(59)	4,659

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務……………銀行業
- (2) リース業務……………リース業
- (3) その他業務……………事務代行、ソフトウェアの開発、情報サービス、クレジットカード業等

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

I 前連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

II 当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	128.89	134.75
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△1.70	3.07
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	685,116	847,960
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	404,508	554,607
(うち危機対応準備金)	百万円	—	150,000
(うち特別準備金)	百万円	400,811	400,811
(うち少数株主持分)	百万円	3,697	3,796
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	280,608	293,353
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	2,177,090	2,176,989

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 (又は1株当たり当期純損失金額)の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額 (1株当たり当期純損失金額)			
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	△3,719	6,704
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益 (△は普通株式に係る当期純損失)	百万円	△3,719	6,704
普通株式の期中平均株式数	千株	2,178,619	2,177,032

3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【金融債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当金庫	利付商工債(10年)	平成14年9月～ 平成20年12月	129,300	129,300 [—]	1.47～2.26	なし	平成24年9月～ 平成30年12月
	利付商工債(7年)	平成16年2月～ 平成16年5月	25,400	25,400 [10,000]	1.02～1.12	なし	平成23年2月～ 平成23年5月
	利付商工債(5年)	平成17年4月～ 平成22年3月	3,375,341	3,272,987 [850,565]	0.10～1.80	なし	平成22年4月～ 平成27年3月
	利付商工債(3年)	平成19年4月～ 平成22年3月	1,632,900	1,578,900 [532,000]	0.35～1.35	なし	平成22年4月～ 平成25年3月
	利付商工債(1年)	平成21年5月～ 平成22年2月	344,000	220,300 [220,300]	0.27～0.62	なし	平成22年5月～ 平成23年2月
	割引商工債	平成21年4月～ 平成22年3月	898,649	714,207 [714,207]	0.09～0.29	なし	平成22年4月～ 平成23年3月
合計	—	—	6,405,591	5,941,095 [2,327,072]	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

2. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内(*)	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	2,327,662	1,218,230	1,090,047	560,207	636,236

(*)割引商工債については、元本についての償還予定額を記載しており、「金融債明細表」中の「当期末残高」欄の[]書きの金額とは一致しません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	274,506	1,556,576	0.75	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	274,506	1,556,576	0.75	平成22年4月～ 平成36年12月
1年以内に返済予定のリース債務	273	84	—	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	86	1	—	平成23年4月～ 平成24年1月

(注) 1. 借入金の「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. リース債務の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金 (百万円)	28,748	221,855	305,362	294,938	294,202
リース債務 (百万円)	84	1	—	—	—

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
現金預け金	93,013	52,979
現金	25,429	21,053
預け金	67,583	31,926
コールローン	4,205	12,128
買入金銭債権	31,752	30,830
特定取引資産	19,393	26,464
商品有価証券	129	376
特定金融派生商品	19,264	26,088
有価証券	※1, ※7 1,560,935	※1, ※7 2,482,634
国債	954,756	1,926,224
地方債	75,014	110,318
短期社債	—	4,999
社債	※12 475,840	※12 389,164
株式	25,029	27,487
その他の証券	30,294	24,440
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※8 9,161,235	※2, ※3, ※4, ※5, ※8 9,455,603
割引手形	※6 402,215	※6 304,835
手形貸付	671,936	757,746
証書貸付	6,702,421	7,113,190
当座貸越	1,384,662	1,279,830
外国為替	7,006	8,039
外国他店預け	3,719	4,371
買入外国為替	※6 804	※6 935
取立外国為替	2,482	2,732
その他資産	32,300	40,377
未決済為替貸	2	—
前払費用	119	2,833
未収収益	6,997	9,482
金融派生商品	2,082	3,820
その他の資産	※7 23,098	※7 24,240
有形固定資産	※9, ※10 43,737	※9, ※10 41,948
建物	16,052	15,097
土地	24,283	24,236
リース資産	2,253	1,197
建設仮勘定	2	66
その他の有形固定資産	1,145	1,349
無形固定資産	6,816	8,007
ソフトウェア	5,478	6,692
その他の無形固定資産	1,337	1,315
繰延税金資産	82,505	71,582
支払承諾見返	74,089	71,529
支払承諾見返	70,568	68,673
代理貸付保証見返	3,520	2,856
貸倒引当金	△235,015	△245,325
資産の部合計	10,881,977	12,056,799

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
預金	※7 3,112,571	※7 3,337,866
当座預金	477,010	505,351
普通預金	681,757	848,127
通知預金	97,172	72,352
定期預金	1,788,750	1,828,800
その他の預金	67,880	83,235
譲渡性預金	49,760	27,630
債券	6,405,711	5,941,275
債券発行高	6,405,711	5,941,275
コールマネー	4,207	20,822
特定取引負債	13,771	20,964
特定金融派生商品	13,771	20,964
借入金	※7 249,862	※7 1,529,101
借入金	※11 249,862	※11 1,529,101
外国為替	28	85
外国他店預り	0	0
外国他店借	2	29
売渡外国為替	22	56
未払外国為替	3	—
その他負債	262,919	237,355
未決済為替借	0	—
未払法人税等	508	801
未払費用	22,651	21,406
前受収益	17,239	16,766
従業員預り金	7,655	7,390
先物取引差金勘定	—	0
金融派生商品	334	359
リース債務	2,302	1,225
未払債券元金	208,937	185,083
その他の負債	3,289	4,320
賞与引当金	4,370	4,310
退職給付引当金	19,873	19,760
役員退職慰労引当金	15	41
睡眠債券払戻損失引当金	3,471	3,083
支払承諾	74,089	71,529
支払承諾	70,568	68,673
代理貸付保証	3,520	2,856
負債の部合計	10,200,652	11,213,824

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
資本金	218,653	218,653
危機対応準備金	—	150,000
特別準備金	400,811	400,811
資本剰余金	0	0
その他資本剰余金	0	0
利益剰余金	66,135	69,502
利益準備金	13,865	14,314
その他利益剰余金	52,270	55,187
特別積立金	51,470	49,570
繰越利益剰余金	799	5,616
自己株式	△945	△958
株主資本合計	684,654	838,008
その他有価証券評価差額金	△3,759	4,718
繰延ヘッジ損益	429	247
評価・換算差額等合計	△3,329	4,966
純資産の部合計	681,324	842,974
負債及び純資産の部合計	10,881,977	12,056,799

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	110,448	214,632
資金運用収益	93,302	188,070
貸出金利息	83,950	169,628
有価証券利息配当金	7,746	15,806
コールローン利息	75	110
買現先利息	—	39
買入手形利息	1	—
預け金利息	88	37
その他の受入利息	1,439	2,448
役務取引等収益	5,221	9,265
受入為替手数料	821	1,535
その他の役務収益	4,399	7,729
特定取引収益	2,425	5,965
商品有価証券収益	2	2
特定取引有価証券収益	—	3
特定金融派生商品収益	2,423	5,959
その他業務収益	5,153	9,038
外国為替売買益	410	1,015
国債等債券売却益	4,742	8,007
金融派生商品収益	—	15
その他経常収益	4,345	2,292
株式等売却益	131	78
その他の経常収益	4,213	2,214
経常費用	116,739	203,644
資金調達費用	34,637	63,965
預金利息	4,366	8,179
譲渡性預金利息	98	243
債券利息	29,149	49,663
コールマネー利息	123	18
売現先利息	33	0
債券貸借取引支払利息	31	—
借用金利息	729	5,760
その他の支払利息	105	100
役務取引等費用	350	1,609
支払為替手数料	175	345
その他の役務費用	175	1,263
特定取引費用	2	—
特定取引有価証券費用	2	—
その他業務費用	962	965
国債等債券売却損	533	106
国債等債券償却	—	357
債券発行費償却	58	82
金融派生商品費用	245	—
その他の業務費用	124	418

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業経費	39,220	76,606
その他経常費用	41,566	60,497
貸倒引当金繰入額	37,535	52,215
貸出金償却	319	3,090
株式等売却損	32	17
株式等償却	596	588
その他の経常費用	3,082	4,584
経常利益又は経常損失 (△)	△6,290	10,988
特別利益	413	451
固定資産処分益	355	55
償却債権取立益	57	395
特別損失	93	46
固定資産処分損	93	46
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△5,969	11,392
法人税、住民税及び事業税	137	446
法人税等調整額	△2,390	5,330
法人税等合計	△2,252	5,776
当期純利益又は当期純損失 (△)	△3,717	5,616

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	522,420	218,653
当期変動額		
資本金から特別準備金への振替	△303,767	—
当期変動額合計	△303,767	—
当期末残高	218,653	218,653
危機対応準備金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
危機対応準備金への出資	—	150,000
当期変動額合計	—	150,000
当期末残高	—	150,000
特別準備金		
前期末残高	—	400,811
当期変動額		
資本金から特別準備金への振替	303,767	—
利益準備金から特別準備金への振替	18,845	—
特別積立金から特別準備金への振替	78,198	—
当期変動額合計	400,811	—
当期末残高	400,811	400,811
資本剰余金		
その他資本剰余金		
前期末残高	—	0
当期変動額		
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	—	△0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	0	0
資本剰余金合計		
前期末残高	—	0
当期変動額		
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	—	△0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	0	0
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	32,410	13,865
当期変動額		
利益準備金から特別準備金への振替	△18,845	—
剰余金の配当	300	449
当期変動額合計	△18,545	449
当期末残高	13,865	14,314

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
その他利益剰余金		
特別積立金		
前期末残高	129,269	51,470
当期変動額		
特別積立金から特別準備金への振替	△78,198	—
特別積立金の積立	400	—
特別積立金の取崩	—	△1,900
当期変動額合計	△77,798	△1,900
当期末残高	51,470	49,570
繰越利益剰余金		
前期末残高	6,977	799
当期変動額		
剰余金の配当	△2,060	△2,699
特別積立金の積立	△400	—
特別積立金の取崩	—	1,900
当期純利益又は当期純損失(△)	△3,717	5,616
当期変動額合計	△6,178	4,816
当期末残高	799	5,616
利益剰余金合計		
前期末残高	168,657	66,135
当期変動額		
利益準備金から特別準備金への振替	△18,845	—
特別積立金から特別準備金への振替	△78,198	—
剰余金の配当	△1,760	△2,249
特別積立金の積立	—	—
特別積立金の取崩	—	—
当期純利益又は当期純損失(△)	△3,717	5,616
当期変動額合計	△102,521	3,366
当期末残高	66,135	69,502
自己株式		
前期末残高	—	△945
当期変動額		
自己株式の取得	△945	△13
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	—	0
当期変動額合計	△945	△13
当期末残高	△945	△958

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	691,077	684,654
当期変動額		
資本金から特別準備金への振替	—	—
利益準備金から特別準備金への振替	—	—
特別積立金から特別準備金への振替	—	—
危機対応準備金への出資	—	150,000
剰余金の配当	△1,760	△2,249
当期純利益又は当期純損失 (△)	△3,717	5,616
自己株式の取得	△945	△13
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	—	—
当期変動額合計	△6,423	153,353
当期末残高	684,654	838,008
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△1,530	△3,759
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△2,228	8,477
当期変動額合計	△2,228	8,477
当期末残高	△3,759	4,718
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	525	429
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△96	△181
当期変動額合計	△96	△181
当期末残高	429	247
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△1,004	△3,329
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△2,325	8,296
当期変動額合計	△2,325	8,296
当期末残高	△3,329	4,966
純資産合計		
前期末残高	690,073	681,324
当期変動額		
危機対応準備金への出資	—	150,000
剰余金の配当	△1,760	△2,249
当期純利益又は当期純損失 (△)	△3,717	5,616
自己株式の取得	△945	△13
自己株式の処分	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△2,325	8,296
当期変動額合計	△8,748	161,650
当期末残高	681,324	842,974

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当事業年度末前1ヵ月平均に基づいた市場価格、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当事業年度末前1ヵ月平均に基づいた市場価格、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	同左

	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 2年～65年 その他 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 2年～60年 その他 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>
5 繰延資産の処理方法	債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	同左
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左
7 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(5) 睡眠債券払戻損失引当金 睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5) 睡眠債券払戻損失引当金 同左</p>

	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(ロ)内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(イ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ)内部取引等 同左</p>
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同左

【会計方針の変更】

<p>前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>—————</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用して おります。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は2,398 百万円増加、繰延税金資産は973百万円減少、その他 有価証券評価差額金は1,424百万円増加し、経常利益 及び税引前当期純利益は、それぞれ536百万円増加し ております。</p>

【追加情報】

<p>前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(1) 平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。これにより、資本金が303,767百万円、利益剰余金が97,043百万円減少し、特別準備金が400,811百万円増加しております。</p> <p>なお、特別準備金は、株式会社商工組合中央金庫法により設けられたもので、次の性格を有しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。 ・ 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。 ・ 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。 ・ 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。 	<p>(特別準備金)</p> <p>平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。</p> <p>なお、特別準備金は次の性格を有しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されません。 (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第2項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。 (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。 (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(2) 「中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律」(以下改正法という。)が、平成21年6月12日に、第171回国会において、成立しております。</p> <p>① (危機対応準備金)</p> <p>改正後の株式会社商工組合中央金庫法において、危機対応準備金は、次の性格を有しています。なお、平成21年度補正予算において、危機対応準備金に出資するため、150,000百万円が計上されております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 剰余金の額の計算においては、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。 ・ 欠損のてん補を行う場合、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。 ・ 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財務基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。 ・ 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、改正後の株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。 	<p>(危機対応準備金)</p> <p>株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。</p> <p>なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。 (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。 (3) 危機対応業務の円滑な実施のため必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。 (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>② (株式会社商工組合中央金庫法附則の改正)</p> <p>改正法による、株式会社商工組合中央金庫法附則の改正の主な内容は、以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2により、平成23年度末までの間、危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認められるときは、予算で定める金額の範囲内において、危機対応準備金として、政府の出資を受け入れることができるとされています。 ・改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第2条により、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫の株式を全て処分する期限は、平成24年4月1日から起算して、おおむね5年後から7年後を目途とされています。 <p>③ (改正法附則第三条)</p> <p>改正法附則第三条には、以下の内容が記載されています。</p> <p>第三条 政府は、平成二十三年度末を目途として、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第一条の二第二項の規定に基づく株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）に対する出資の状況、商工組合中央金庫による危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。）の実施の状況、商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫による危機対応業務の在り方、政府の保有する商工組合中央金庫の株式の処分の在り方及び商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項及び第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する商工組合中央金庫の株式を処分しないものとする。</p>	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 4,670百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は136,004百万円、延滞債権額は196,854百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,083百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は337,946百万円あります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は403,019百万円あります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 4,231百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は135,159百万円、延滞債権額は179,804百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,270百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は319,236百万円あります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は305,770百万円あります。</p>

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																
<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">238,298百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">6,279百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">115,334百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、外為円決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券175,486百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金・敷金等は、3,224百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、751,505百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが712,523百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 55,728百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 18,596百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は250,014百万円であります。</p>	有価証券	238,298百万円	担保資産に対応する債務		預金	6,279百万円	借入金	115,334百万円	<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">160,712百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">5,520百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">4,400百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券173,653百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金・敷金等は、3,235百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、751,140百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが716,514百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 58,138百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 18,350百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は227,545百万円であります。</p>	有価証券	160,712百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,520百万円	借入金	4,400百万円
有価証券	238,298百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	6,279百万円																
借入金	115,334百万円																
有価証券	160,712百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	5,520百万円																
借入金	4,400百万円																

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—————	—————

(株主資本等変動計算書関係)

I 前事業年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	—	9,449	8	9,441	(注)
合 計	—	9,449	8	9,441	

(注) 増加は、子会社からの自己株式の買取に伴い9,385千株を取得したものと及び単元未満株式の買取請求による64千株を取得したものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

II 当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	9,441	104	3	9,541	(注1)
種類株式	—	0	0	—	(注2)
合 計	9,441	104	3	9,541	

(注) 1. 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2. 自己株式のうち種類株式の増加及び減少は、危機対応準備金株式1株を取得し、消却したものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 有形固定資産 主として、電子計算機であります。 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 有形固定資産 同左 ② リース資産の減価償却の方法 同左
(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当ありません。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 同左
2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 322百万円 1年超 289百万円 合計 611百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 354百万円 1年超 413百万円 合計 768百万円

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成21年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

II 当事業年度(平成22年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	3,441
関連会社株式	—
合計	3,441

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																		
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">73,966百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">6,116</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">12,202</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">92,286</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△8,553</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">83,733</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">子会社株式</td> <td style="text-align: right;">△933</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延ヘッジ損益</td> <td style="text-align: right;">△293</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△1,227</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">82,505百万円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金	73,966百万円	退職給付引当金	6,116	その他	12,202	繰延税金資産小計	92,286	評価性引当額	△8,553	繰延税金資産合計	83,733	繰延税金負債		子会社株式	△933	繰延ヘッジ損益	△293	繰延税金負債合計	△1,227	繰延税金資産の純額	82,505百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">70,354百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,950</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">9,895</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">85,200</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△9,366</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">75,833</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△3,148</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">子会社株式</td> <td style="text-align: right;">△933</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延ヘッジ損益</td> <td style="text-align: right;">△169</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△4,251</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">71,582百万円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金	70,354百万円	退職給付引当金	4,950	その他	9,895	繰延税金資産小計	85,200	評価性引当額	△9,366	繰延税金資産合計	75,833	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△3,148	子会社株式	△933	繰延ヘッジ損益	△169	繰延税金負債合計	△4,251	繰延税金資産の純額	71,582百万円
繰延税金資産																																																			
貸倒引当金	73,966百万円																																																		
退職給付引当金	6,116																																																		
その他	12,202																																																		
繰延税金資産小計	92,286																																																		
評価性引当額	△8,553																																																		
繰延税金資産合計	83,733																																																		
繰延税金負債																																																			
子会社株式	△933																																																		
繰延ヘッジ損益	△293																																																		
繰延税金負債合計	△1,227																																																		
繰延税金資産の純額	82,505百万円																																																		
繰延税金資産																																																			
貸倒引当金	70,354百万円																																																		
退職給付引当金	4,950																																																		
その他	9,895																																																		
繰延税金資産小計	85,200																																																		
評価性引当額	△9,366																																																		
繰延税金資産合計	75,833																																																		
繰延税金負債																																																			
その他有価証券評価差額金	△3,148																																																		
子会社株式	△933																																																		
繰延ヘッジ損益	△169																																																		
繰延税金負債合計	△4,251																																																		
繰延税金資産の純額	71,582百万円																																																		
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.60%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増加</td> <td style="text-align: right;">7.14%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.54%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△0.61%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">1.21%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.18%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">50.70%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.60%	(調整)		評価性引当額の増加	7.14%	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.54%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.61%	住民税均等割	1.21%	その他	△0.18%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.70%																																		
法定実効税率	40.60%																																																		
(調整)																																																			
評価性引当額の増加	7.14%																																																		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.54%																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.61%																																																		
住民税均等割	1.21%																																																		
その他	△0.18%																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.70%																																																		

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	128.84	134.20
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△1.70	2.57
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (平成21年3月31日)	当事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	681,324	842,974
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	400,811	550,811
(うち危機対応準備金)	百万円	—	150,000
(うち特別準備金)	百万円	400,811	400,811
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	280,513	292,163
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	2,177,090	2,176,989

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 (又は1株当たり当期純損失金額)の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額 (1株当たり当期純損失金額)			
当期純利益(△は当期純損失)	百万円	△3,717	5,616
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益 (△は普通株式に係る当期純損失)	百万円	△3,717	5,616
普通株式の期中平均株式数	千株	2,178,619	2,177,032

3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	64,868	411	223	65,057	49,960	1,337	15,097
土地	24,283	—	47	24,236	—	—	24,236
リース資産	3,390	3	0	3,393	2,196	1,058	1,197
建設仮勘定	2	66	2	66	—	—	66
その他の有形固定資産	(△0) 6,919	623	210	7,332	5,982	409	1,349
有形固定資産計	(△0) 99,466	1,105	484	100,087	58,138	2,805	41,948
無形固定資産							
ソフトウェア	17,556	3,445	—	21,002	14,310	2,232	6,692
その他の無形固定資産	(△0) 1,515	789	810	1,494	179	1	1,315
無形固定資産計	(△0) 19,072	4,235	810	22,497	14,489	2,233	8,007

(注) 1. 前期末残高欄における()内は為替換算差額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	235,015	116,058	41,906	63,843	245,325
一般貸倒引当金	63,843	64,143	—	63,843	64,143
個別貸倒引当金	171,172	51,915	41,906	—	181,182
うち非居住者向け 債権分	675	△248	424	—	1
賞与引当金	4,370	4,310	4,370	—	4,310
役員退職慰労引当金	15	28	2	—	41
睡眠債券払戻損失 引当金	3,471	1,103	1,491	—	3,083
計	242,872	121,500	47,770	63,843	252,759

(注) 1. 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額

2. 個別貸倒引当金のうち、「非居住者向け債権分」の当期増加額△248百万円は戻入によるものであります。

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	508	1,009	716	—	801
未払法人税等	249	389	261	—	376
未払事業税	259	620	454	—	424

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成22年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金6,933百万円、他の銀行への預け金24,992百万円であり ます。
その他の証券	外国証券23,649百万円その他であります。
前払費用	雑支払手数料2,601百万円(補償料等)、賃借料232百万円その他であります。
未収収益	金利スワップ受入利息3,858百万円、有価証券利息2,466百万円及び貸出金利 息2,158百万円等であります。
その他の資産	雑資産18,532百万円(貸借敷金等)、仮払金5,707百万円(支払承諾代位弁済金 等)その他であります。

② 負債の部

その他の預金	外貨預金48,267百万円、別段預金29,630百万円その他であります。
未払費用	債券利息14,786百万円、預金利息5,158百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息13,254百万円その他であります。
その他の負債	仮受金3,513百万円(手形交換持出等)その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1,000株券、10,000株券及び100,000株券。ただし、当金庫が必要と認めるときは、1,000株券未満の株式につき、その株数を表示した株券を発行することができる。
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	普通株式：1,000株 危機対応準備金株式：1株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料。ただし、汚損または毀損による再発行の場合は、新たに発行する株券に係る印紙税相当額及びこれに係る消費税額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社
買取手数料	無料
単元未満株式の買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社
買増手数料	無料
受付停止期間	3月31日から起算して12営業日前から3月31日までの期間
株券喪失登録	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社
申請手数料	喪失登録申請1件につき8,400円
新券交付手数料	喪失登録株券1枚につき525円
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.shokochukin.co.jp
株主に対する特典	ありません。

- (注) 1. 株式会社商工組合中央金庫法第6条により、議決権のある株式の株主の資格が制限されております。
2. 定款の定めにより、当金庫の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ②株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - ③その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当金庫に請求できる権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当金庫の親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第80期(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

平成21年6月24日関東財務局長に提出。

(2) 半期報告書及び確認書

事業年度 第81期中(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

平成21年12月16日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号(危機対応準備金株式の発行)の規定に基づく

臨時報告書

平成21年6月29日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月18日

株式会社商工組合中央金庫

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 木 一 昭 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 尚 明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月17日

株式会社商工組合中央金庫

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 啓 一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月18日

株式会社商工組合中央金庫

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 木 一 昭 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 尚 明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの第80期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月17日

株式会社商工組合中央金庫

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 啓 一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第81期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第2項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月24日

【会社名】 株式会社商工組合中央金庫

【英訳名】 The Shoko Chukin Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 関 哲 夫

【最高財務責任者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

【縦覧に供する場所】 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店
(大阪府大阪市西区阿波座一丁目7番13号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当金庫取締役社長関哲夫は、当金庫の第81期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。